

婦人少年者



昭和三十一年五月二十日第三種郵便物認可 昭和三十一年一月五日発行(毎月一回五日発行) 第五卷 第一号

◆ 前進する婦人運動

1 1957

婦人少年協会

婦人少年協会規約

(名称)

第一条 この会は婦人少年協会と称する

(事務所)

第二条 この会は事務所を東京都内におく

(目的)

第三条 この会は婦人及び年少者に特殊な労働条件の向上並びに一般婦人の地位の向上に関する知識を普及するとともに政府の行う婦人及年少者に関する業務に協力し、婦人少年問題の解決に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 この会は前項の目的を達成するために次の事業を行う

- 一、婦人少年問題に関する調査研究
- 二、婦人少年問題に関する各種資料の作成、出版、頒布
- 三、その他この会の目的を達成するために必要なこと

(経費及び会計)

第五条 この会の経費は次に掲げるもので支辨する

- 一、会費
- 二、寄附金
- 三、事業に伴う収入
- 四、その他の収入

第六条 この会の会計年度は毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日に終る

(会 員)

第七条 この会の会員は次の各号の二種とする

- 一、普通会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業に協力する個人又は団体であつて毎年一、〇〇〇円を納付するもの
- 二、賛助会員 この会の目的に賛成し且つこの会の事業を賛助する個人又は団体であつて毎年三、〇〇〇円以上を寄附したもの

第八条 会員はこの会の発行する刊行物資料等を無料又は実費で頒布を受け、又この会の行う事業について優先的な便宜を受けることができる

第九条 会員はこの会の業務について意見をのべることができる

第十条 この会に次の役員および顧問をおく

- | | |
|-----|-------------------|
| 会 長 | 一名 |
| 副会長 | 一名 |
| 理 事 | 十一名以内(内一名を事務長とする) |
| 監 事 | 二名以内 |
| 評議員 | 若干名 |
| 顧問 | 若干名 |

第十一条 会長及び副会長は理事の互選による

会長はこの会を代表し会務を総括する
副会長は会長を輔佐し、会長に事故あるときはこれを代行する

第十二条 理事は会員又は学識経験者の中から会員が選挙する

選挙は書面で行われ、会務の運営に理事は理事会に出席し、会務の運営について協議し議決する

第十三条 監事は理事会の決議により会長が委嘱する

第十四条 監事は会務を監査する

第十五条 評議員は理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する

第十六条 評議員は理事会に出席し、意見をのべ重要会務の運営に参画する

第十七条 顧問は理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する

第十八条 顧問は会長の諮問に応ずる外、重要会務の運営に参画する

第十九条 事務長は理事会の推薦に基づいて理事の中から会長が委嘱する

第二十条 役員は二年とする

ただし重任を妨げない

補欠によつて就任した者の任期は、前任者の残任期間とする

(会 議)

第二十一条 この会の会議は理事会および役員会とする

理事会は会長、副会長及び理事で構成する

重要な会務を議決する

第十九条 役員会は第十条に規定する役員及び顧問で構成する
役員会は会長が招集し、次の事項を議決する

- 一、規約の変更に関すること
- 二、解散に関すること
- 三、重要財産の処分に関すること
- 四、その他特に重要と認められること

第二十条 理事会及び役員会の議長は会長がたる

第二十一条 理事会の定足数は構成員数の二分の一とし役員会の定足数は構成員数の三分の一とする

議事は各出席員数の過半数で決する

賛否同数のときは議長が決する

第二十二条 理事会及び役員会は会長が必要と認めた時、又はそれぞれ構成員の二分の一以上の請求がある時はこれを開かねばならない

第二十三条 この会の設立当初の役員は設立発起人の中からこれに充てるものとする

第二十四条 この会に事務局をおく

第二十五条 事務局に関する規程および会員の事業協力に必要な規程は別に定める

第二十六条 この会が必要があるときは各都道府県に支部を設けることができる

第二十七条 この会は将来適当な時期に財団法人の組織に切替えるものとする



〈下げ髪の時計組立工〉—第一工會—

発刊のこゝろ

市川房枝

婦人界展望

むかし婦運獲得同盟時代一機、時の婦人問題を取上げ、解説、誌として月刊「女性展望」を発行して居りました。四六倍刊四六頁位の相当立派な雑誌で、所が終戦後或書店から内容は相違いますが同じ名称で、同じ大さきものが発行され、店頭にも出ました。女性展望は商標登録がしてありましたが、一応は特許辯護士の井上清子氏から交渉していただきましたが、結局譲つてしまいました。

婦運獲得同盟の事実上の後継者である婦人問題研究所が、此度戦争時代に発行していた月刊「婦人問題研究所」を復活するに当つて、実はなつかしい「女性展望」の名称がほしいのですが、それが不可能なので「婦人界展望」といたしました。内容は名称の示す通り、主として国内及海外婦人界の正確なニュースを提供すると共に、持を願います。

ナイチンゲール百年祭

婦人の職業としての看護婦の歴史は古い。ナイチンゲールがクリミア戦争で最初の看護婦を始めてから今年が丁度百年目に当たるが、日本赤十字では、五月十二日ナイチンゲール誕生日に、山本やさん(七九)他十七名(但山本さんは病欠)のナイチンゲール記念受賞者中の生存者を東京に招いた。これ等の人は二日間、皇居陛下、参議院議長等、各種の招待に臨んだが、参議院では厚生委員会から感謝決議を受けた。



婦人界ニュース

全婦連総会

全国農協婦人団体連絡協議会第四回総会が六月十一日、参議院議員会館で開かれ、会長に神野ヒサ子(愛媛)副会長に湯浅しげの(北海道)米岡なつ(福井)三氏が選ばれた。

地婦連全国協議会

全国各地婦人団体連絡協議会では六月十八、十九の両日新潟市に於て第三回全国協議会を開催したが、左記諸項に関する決議を行った。

一、原子兵器の製造、実験、使用の禁止 二、婦人の地位を後退せしめる如き憲法改正に反対 三、連座制強化の選挙法改正、政治資金規正法、国会法の改正、選挙管



東京新聞社提供

“新聞を配る少年の集い”

一本誌 29 ページ参照

- 上 11月18日の日曜日に豊島園で行われた“新聞を配る少年の集い”に吹奏楽を演奏しながら行進する警視庁音楽隊
- 下 この日、野球の手ほどきをして少年たちを喜ばせた川上選手は、東京練馬区の某病院に入院中の新聞配達少年寺口忠雄君のことをきき、病床に同少年を訪問してサインボールを贈った。同少年は去る八月月刊配達中に4トンの砂利をつんだトラックに下脚部をひかれたのである。



読売新聞社提供

目次

婦人界展望 第一号目次

発刊のこゝろ 市川房枝(一)

婦人界ニュース(一)

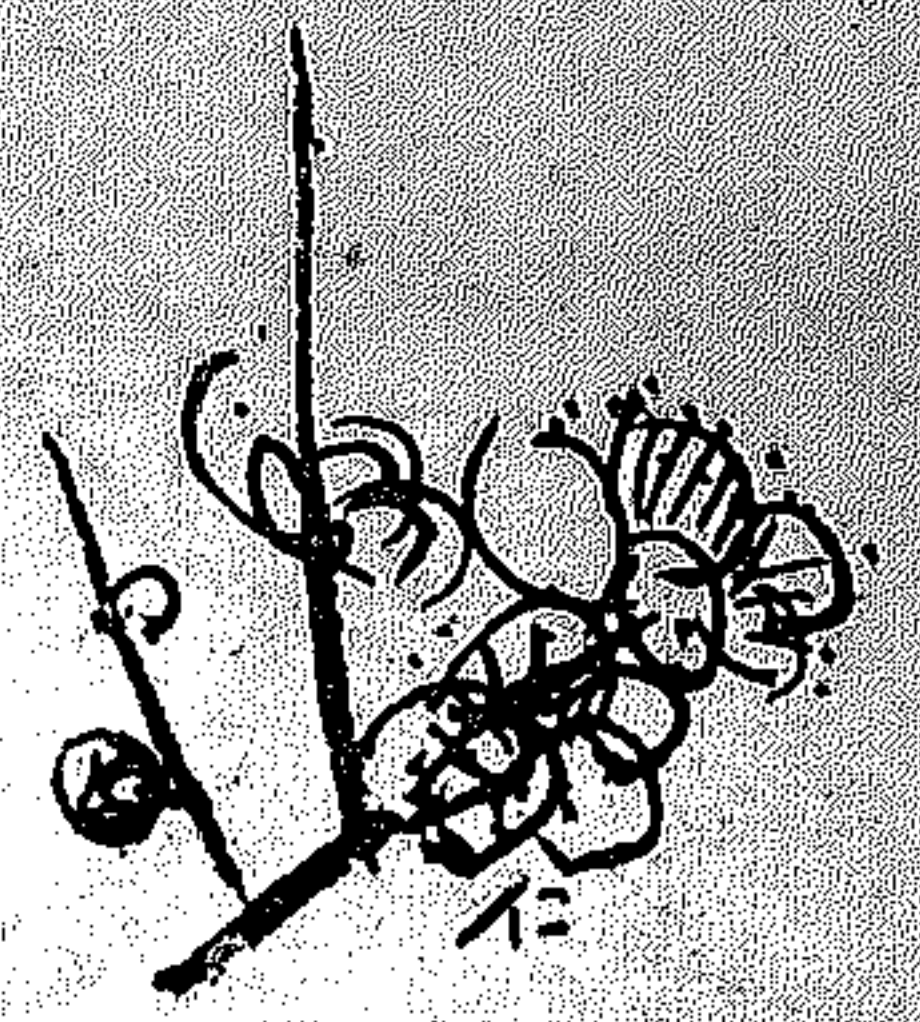
売春等処罰法案の内容と経過(二)

世界の婦人(三)

新刊紹介(三)

研究所より(三)

私の国会報告 市川房枝(四)



前進する 婦人運動

山高しげり

戦後の婦人運動はいわゆる婦人解放後の婦人運動であるだけに、その目標も多岐にわたり、運動形態も多種多様であるが、一九五六年は、前年度の運動の継続線上において、それぞれ活発に展開されたと同時に、新しい動き、芽生えもいくつかが発見され、これらがさらに一九五七年に引きつがれ、一層の発展が期待されるとい

わなければならない。
以下その主なものを拾つて記述してみよう。
一九五六年における日本の婦人運動、最大の収穫は売春防止法の制定であろう。もちろんこの仕事については、婦人少年局がその設置の当初から、婦人の地位向上の見地になつて、鋭意取り組んできた努力は大きい、世論の支持、特に婦人層の圧倒的支持の力もまた看過することはできない。

「売春禁止法制定促進委員会」の参加団体三十三の内、最大の団体、すなわち会員七百万人をもつ全国婦人団体連絡協議会では、五十年

夏の国会運動にも各府県団体代表が地元選出議員を包圍して法案の通過を要請したにもかかわらず成立しなかつたので、秋の新生活地域婦人大会には「売春のない国」を三大目標の一つにかかげ、地元保守派議員に内迫しての運動を継続して来た。

わが娘のために集結地区の存在することをのぞむような会員もまだまだ存在する組織であることを知つてゐるだけに、法制定後この団体は懸命に啓蒙運動に集中し、大阪市などに活発な動きをしめしているが、顕著防止の面で実績をあげたいというのが運動方針である。中にはすすんで保護更生施設を婦人会の手で作ろうと計画をすすめているところも愛知県などにはある。婦人相談員、婦人問題相談員等との連絡提携も努力されている。

なおこの団体の三十年七月の大会では、売春防止法の実施を、全部三十二年四月一日に行つてほしいという旨の決議が行われた。

らぬ選挙で、この実があつたことを喜んだ婦人有権者は少なくない筈である。
全地婦連では七月の全国大会で婦人の棄権に對し、厳しい反省を行うとともに、一人一円の会員預金により婦人政治教育映画の製作を決議し、次期選挙にそなえて目下製作の企画がすすめられている。

婦人と少年者

映画といえは前年度に発足した母親プロダクションが、山形県婦人連盟の企画により「今どきの嫁」五巻を製作した。これは県婦連が創立十年記念事業として、農村婦人問題の中でも大きい嫁姑問題解決のため、話し合い運動の教材として企画、その製作費の捻出については、十五万人の会員から一人五円宛を借りうけることとしたが、映画製作後の上映により僅か三か月でその金額は完済し、さらに各市町村単位団体は活動資金を相当額達成することができたという朗報がもたらされた。

「子供のためによい映画を作つてやろう」と母親が出資してつくつたこの母親プロの第二回作品「百人の陽気な女房」は、十一月おこなわれた教育映画祭において、社会教育映画の部の最高賞を獲得した。これも母親の勝利である。
ところでいわゆる太陽族映画なる青少年に有害な映画を各社が争つて製作するところとなつた夏季においては、東京都地域婦人団体連盟を中心とする映画関係者への母の抗議運動は猛烈な火の手をあげ、やがて全国へも波及したが、その運動の目的は映画倫理規定委員会の改組促進

と、文部当局の意図する取締法規制定への反対であり、前者は十二月ようやく新機構の発足をみ、委員に婦人側から大浜英子氏が参加したし、後者は社会教育局長の更迭などで一時停頓の状態をしめしている。そしてこれらの動きの中から澎湃として「よい映画をみる運動」が各地域にうまれつつある。母の組織と子をもつ団体とが理窟をぬきに、いつしか渾然と手をつなぎつつある現象はほほえましく、官製の青少年保護育成運動顔色なしの形である。

全国母親大会の第二回が八月東京で開かれた。ようやく発言の楽しさを味得しはじめた母親は、各分科会でいくらかでもある問題を活発に討議し、前年より格段の進歩をしめたが、今後の地方組織の問題や世界大会への代表問題など、いろいろの問題が提起された形である。全国未亡人団体協議会は百万人の組織の力で、第二十四国会においても「母子福祉資金貸付等に関する法律」の一部改正に成功し、新に住宅補修資金を獲得した。次の目標は母子福祉総合法と母子年金制度の確立であるが、自民党は前者を、社会党は後者とに已に動きをみせている。
秋の第五回母子福祉大会での収穫は、農地返還問題に農林省が動き出したことであろう。
主婦連合会は五月、一億一千二百万円の工費をもつて四谷見付に美事な主婦会館をつくり上げた。これを根城に新生活運動の新機軸をつぎつぎに出して行こうというので、秋の大会には、内閣問題をとり上げた。国鉄直上反対、中小企

「売春禁止法制定促進委員会」も、「売春問題国民協議会」も改称、新しく同志を加えて幅の広い運動に入ろうとしているが、リーダーの久布白落実女史も婦人婦風会の世界大会に出席のついでに、欧米各国の先進国をあらためて視察、ますます婦人福祉運動に身が入る様子はたのしい。映画「売春」も血の出るような苦勞の末出来た。
各省とも三十二年度予算において婦人福祉の予算をそれぞれ要求はしているが、これが通過するために、今後ともこの共同戦線が政治的に圧力をくわえる仕事は大切ではあるまいか。殊に予定通り法の実施をおこなわしめるためにも十二分の監視は必要であろう。

第二に、七月八日に行われた第四回参議院議員選挙。婦人は十八名立つて五名が当選した。全国区三名。地方区二名である。

この選挙では投票成績が戦後の最低をしめしたが、当日の有権者数は男子二三、九八八、〇一五人、婦人二六、一八九、九〇三人、その投票率は男子六六・八％、婦人五七・七％、平均六二・一％で、婦人は前回の五八・九％をはるかに下まつた。

当選者の加藤シズ子氏は全国最高位で七十五万票を獲得したが、落選婦人候補の中には東京都の藤田タキ氏のごとく理想選挙で二十万票をえながら惜しくも敗れた例もあり、総じて婦人の力を示すことのできない選挙であつた。もつとも憲法を守るためには社会党を勝たせねばならぬ選挙で、次々と運動の数は多い。

この団体を先頭に地婦連、有権者同盟、YWCA、婦人平和協会、大学婦人協会の六婦人団体が九月来とりくんで来た東京都会議員退職金反対運動も、この締結切りまでには解決はつかなくかつた。九月一日から実施の地方自治法に先立つて、都理事者は八十名の都議に三千五百万円の退職金を、都民の知らぬ間に内規を改正して支出し、七十九名はこれをうけた。これに對して血税の不当支出なりとして抗議したのが六団体の運動で、四月月にわたる運動の間、都側との折衝に成功せず、婦人団体側の都監査委員会への監査請求は、「違法にあらず」との回答となつた。またこれを行政訴訟にすすめようとしたが、二応都議中の良心派の動きをみまもうというので延期したところ、一千万円を寄付して都民へ挨拶するといふ自民党案を社会党がしりぞけて決裂、メルボルンへオリンピック招待におもむいた都知事の帰京を、婦人団体はまつているが、年内に打ちを可とする意見や、行政訴訟にあくまで進めて有権者の権利を行使しようとする向もあり、本誌の出るころにはどの様な推移を示すことであろうか。しかしこの運動が全国の地方自治団体にもたらした無言の効果には相当なものがあり、する人々は多く、事実上婦人団体の勝利と目する向も少なくない。
後先になつたが、「婦人参政十周年記念行事委員会」が最終行事として開いた二月の「全国婦人議員大会」も、全国から五面の議員を集め

ることができて大成功であつたが、この会議で婦人議員は阻止に上せられた観もあり、有意義の会合であつた。

十月一日新教育委員法による教育委員が決定した。この法律の通る時国会では騒然とわがまであつたのだが、全地婦連は「少くとも一名の婦人委員は」という要求運動を各府県でおこなつた。結果は都道府県で三四名、全体の二四・八%で、前回より七名の減である。市町村委員の総数はまだ判らないが婦人は幾分増加したらしい。但し概ね二年乃至二年委員である。

全国十三万と称する民生委員もまた十一月末で三年間の任期終了。改選の結果はこれもまだ判明しないが、この仕事は児童委員をかねており、母子家庭や子供に関係がふかいので、婦人委員の増加は婦人側のつよい要望であり、十月の小倉市における全国民生委員大会でも大いに声があつたし、全地婦連、全米協も具体的な運動を展開していたが、おそらくは今後の二割強

の数字を十二分に上まわるものと予想されている。同時に婦人相談員、母子相談員、協働員等、似た仕事をする人々の横の連絡の必要性もつよく叫ばれて来ている。

最後に、原水爆禁止運動に対してもこの二年は大きな進展が婦人団体にあつたといえる。一九五五年八月、はじめて広島に第一回世界大会が開かれた時、全地婦連傘下の各地方婦人団体が参加したのは、地元広島県婦連のなみなみならぬ努力にむくいるべきだとの考えからであつた。赤旗の波の下でみられた大会の印象は地域婦人団体にさまざまな問題を提示したが、第二回の長崎大会には、募金も代表もタテ一本の線という方針を事務局に確認させて、前年以上多数の代表が、より多数の府県から出席した。そしてその後の動向は地方原水協の中に地域婦人団体がその主体性をにぎるものが漸増しつつあることである。

この運動を一部革新分子の特殊運動とせず、幅のひろい国民運動へその努力が地婦連によつてなされていくわけであるが、結果は如何ともまだ見通しはきかない。ともかくもその志を壮としなければならぬように思われる。こんなところから新しい年には、新しい形で国内の運動が国外へつながらないともいられない。世界のうごきは樂觀をゆるさないかもしれないが、日本青年団協議会の中で、どちらかといえば影のうすかつた女子青年も、この一年の中で躍進的なうごきをみせて来た。中南亜への代表にも女子が加わつて出かけたし、他の婦人団体ともむすんで今後の活動を期している。

（一九五六年二月稿）

「こんにちは、きようは御用はございませんか」

出入りの洗たく屋の少年店員の声だ。日曜だし、すばらしい天気である。一日ゆつくり休ませてやればいいのに。ふとそう思う。

「きみの店は日曜も休ませてくれないのかい」「休みは一月に一日しかくれません。ぼくも中学を出たとき、上の学校へ行きたかつたのですが、貧乏なのであきらめました。図書館へでもかよつて勉強しようと思つていたのですが、

遠いうえに夜はないし、第一ひるまの仕事でくたびれてとても勉強する元気が出ません。娯楽といつたら休みの日に店のテレビを見るくらいです」という。

働くこともたちにとつて、中小企業は暗い谷間である。大企業の圧迫と、同業者同志のけしき競争のため、労働時間、保健、待遇、娯楽、教養などの点でますます住みにくい場所になつてきている。

しかも、大企業の雇用が減り、中小企業がふ



働く年少者のために

五島貞次

えてきたので、年々中学を卒業して就職する子どもたちは、加速度的に中小企業に集中している。ことし五月の総理府統計局の調べによると、全国の十四才から十七才までの年少労働者のうち、労働基準法適用事業場に働くものは、約七十三万人にのぼるが、その七割が百人未満の中小企業に勤めている。

労働基準法違反の九割は中小企業だ。健康保険、労災保険への加入も低いし、とくに十人未満の商店や事業場では、ほとんど保険の恩恵に浴していない。労働組合もなく待遇改善に何の発言権も交渉権もない。厚生施設、教養、娯楽のチャンスにも恵まれていない。こうして職場に絶望してやめしてしまうものも少なくないのである。

「働けど望みはないという友を、はげます我

も彼に似ており」

ふるさとを遠く離れて、身寄りもない東京の商店で働く一少年の、この悲しい歌は、全国の数多い年少労働者のいつわりのない気持であろう。

こういうこともたちに希望を持たせ、明るい職場を作るにはどうしたらよいだろうか。まず第一に、いままでの徒弟奉公システムをやめて、合理的で科学的なサラリーマン形式を作ることが必要である。しかも、これを一商店主の力だけでなく、その地域々々の商店街組合や連合会で、労務管理や経営の専門家の意見を聞くなり、顧問にして計画的にやつてもらいたい。勤務時間も小さい商店では全くでたらめなところが多くない。通産省ではむかしの商店法のようない閉店時刻の制限、日曜、祭日の休業を規定する「中小小売商業振興法」を国会に出すといっている。これができれば、店員たちにとつて非常にありがたいわけだが、そうした法規をまつまでもなく、各商店の申し合わせで勤務時間や休日を一定化してもらいたいものだ。

給料や昇給も、一定の基準を組合や連合会で作るようにすれば、店員たちの待遇ももつとよくなるにちがいない。

また、生活技術教育や職業教育を本格的に実施してもらいたい。いなかからいきなり大都市に出たこともたちのなかには、電話のかけかた一つ分らないものもある。こういうことものために都市生活の教育をしてやる必要がある。またいまの中学では職業教育はお座な

り程度である。店員に新しく雇い入れたこともたちには、集団で一定期間職業教育を施せば、その能率もうんとちがつてくるし、こどもの将来にも大きなプラスになるであろう。おたがいに競争している中小企業として、こういう構想にはいろいろ困難があるだろうが、いままで暗い谷間と見られていた中小企業が科学的合理的に衣がえして登場すれば、デパートその他大企業に吸収されていた優秀な上級学校卒業生も、しだいに集まってくるようになり、結局は中小企業のプラスになるにちがいない。

小商店の年少従業員の健康保険加入も、すみやかに解決しなければならぬ問題である。従業員が一人か二人といった小さい店は、いつになつても医療保険の恩恵にあずかれない。病気になれば高い自由診療の医者に見てもらい、経済的負担はたいへんなものである。この点でも、やはり地域々々の商店組合や連合会で、もつと積極的な加入運動をはじめてもらいたいと思う。たとえば商店連合会で健保組合を作り、独立採算制で地域的特別国民保険方式でもよい。特別の医師と契約するか、独自の診療所を作れば、事務費、人件費の国庫補助を受けられるはずである。あるいは健保法によれば、二つ以上の事業所が合併して従業員三百人をこえるときは厚生大臣の認可で組合健保をつくることもできる。各都市の商店組合や連合会がこうして健保を実現すれば中小企業は一段と近代化され、こどもたちにとつて住みよい場所になるわけである。

婦人の地位が法律的にも、実質的にも高められ、立法、行政その他の場において数多くの女性が進出せねばなりません。私たち女性が大いに奮闘すると同時に、占領終了後、やがてすれば、女子を重要な各種委員会、

あるいは政策決定の中心、並びに地方行政関係の地位から追い出そうとする傾向を厳にいましめねばなりません。

尚、国際的婦人団体が国連においてその専門機関に



インドネシアの婦人運動

田中寿美子

の生みのくるしみをわけあつた仲間と考えられているのである。若い独立国インドネシアの重要なポストに婦人がすぐさま起用されているのも、こういう理由からである。

ら、婦人に不利な回教法による婚姻法をあらためて、男女に平等な婚姻法をつくりたいという要望はつよく活動目標として、これが第一にあげられるようになり、また婦人参政権の要求もさかんにあつてきた。

戦前の、オランダ植民地の時代には、インドネシアの婦人運動は主として、女子教育の奨励に集中された。婦人解放運動の母とよばれているカルチニ夫人が一ぱん力をいれたのもこの運動であつた。カルチニ夫人は年わかく死んだけれども、その運動の結果、女子のための最初の小学校が一九一三年に設けられた。これはカルチニ学校とよばれ、だんだんとその数がふえていった。

日本の占領は一九四三年から一九四五年まで三年半つづいたが、この占領の唯一の功績はオランダ政権を追ひ払つたことであつたといえるだろう。日本敗北後、ふたたびオランダは旧植民地をとりかえようとして必死になつたが、一度自分たちを奴隷あつかひしたオランダ植民勢力を追ひはらつたインドネシアの民衆は、はげしい抵抗によつて独立を金うしたのである。前にものべたように、このたたかひに婦人の運動が大きな役割をしたので、今日でも婦人団体は、国民を代表する大切な団体の筆頭にかざえられている。

ところが、日本の占領中は、インドネシアの婦人団体活動は、いままでの運動を中断された。日本軍政府は命令によつて、インドネシア全土に、大日本婦人会式の「ふじんかい」をつくらせ、役人の妻を会長にする、軍政府に協力させた。日本語は強制的におしえら

れた。日本軍政府は、インドネシアの婦人団体活動を、いままでの運動を中断された。日本軍政府は命令によつて、インドネシア全土に、大日本婦人会式の「ふじんかい」をつくらせ、役人の妻を会長にする、軍政府に協力させた。日本語は強制的におしえら

インドネシアの婦人は、日本の婦人週間のような大きな行事として、十二月二十二日にハリ・イヴ（母の日）をもつてゐる。一九二八年のこの日に、インドネシアの各種の婦人団体は第一回の全国婦人会議をジャバカルタに召集して、婦人の共同活動の組織を設けた。のちになつて、この婦人団体の団結の日をハリ・イヴときめ、全国で盛大にこの日を記念している。ことに、一九四九年、インドネシアが、共和国として独立してからは、この日はまた、独立戦争にオランダとたたかつた多くの勇敢な婦人をたたえ、将来さらに祖国の独立をまもるための協力をちかう日にもなつてゐる。実際、インドネシアの婦人たちは、太平洋戦争後の独立戦争に大切な役割をしたのである。多くの婦人は戦場で看護隊として働き、また戦士たちのための炊き出しに活動し、戦線の移動に応じてどこまでもたまをくぐつて働いたのである。この働きがなければ、共和国の誕生もむづかしかつただろうといわれている。くわいで、婦人たちの勇しい働きは、全国民から尊敬の念をもつて感謝され、男子にとつて、婦人たちは独立

れ、少女たちは徴用された。婦人会員は防空訓練、看護訓練、炊き出し訓練をうけた。日本のやり方はずいぶんきつて、強制的だつたが、反面、オランダ植民地時代には全然訓練もされなかつた団体活動や職業活動をするのをいせせせられ、日本語を教えられたので、インドネシアの人々がはじめて広汎に社会に活動するようになったのである。日本軍は、残虐な行為や、慰安婦制度などの醜態をさらしたけれど、それでもなお一種のなつかしさをもつて日本人に親しむ人々の多いのは、日本の占領が結果としてインドネシアの独立のための口火を切つたことになつたからである。

一九四九年末、ついに国連のあつせんで、インドネシア共和国の独立が認められてからの婦人の活動は、共和国の建設に協力することにあつたが、同時に、共和国が採用した憲法の規定にもとづいて、人権をまもり、男女の平等を生活のなかにうちたてることに新しい活動の分野がのびていった。一九五〇年には全インドネシア婦人会議が結成され、二十五の全国組織をもつ婦人団体が加盟して、事務局を設け、共同活動のできる問題には協働することになつてゐる。

現在婦人団体活動の主な運動目標としては、つぎのことがある。

○選挙権を有効につかうように、婦人や子どもに政治教育をすること。——これには文盲の多い国であるため、婦人団体で小規模の学校をたてたり、講習会をひらいたりして、標準国語となつたインドネシア語を熱心におしえてゐる。第一回の総選挙は一九五四年にあつた。このときは、文字のよめないものが多いので、各政党のマークをならべて印刷した大きな投票用紙（「インドネシアには政党の数が四十ほどもある」）に、自分の支持する政党のマークにパンチで穴をあけて投票箱にいれる方法をとつた。しかし、

はじめに独立した国の民衆は選挙に熱心で、投票日には投票場に一日中長蛇の列がつづいたやうである。そのなかにもくに婦人が多かつたという。

○新しく男女に平等な婚姻法と相続法を制定すること。これは、インドネシアが回教国であるため、回教の聖典コーランが四人までの妻帯をゆるしているの、どうしても新しい一夫一婦制をきずくのに障害になるといふので、戦前から、進んだ婦人のあいだで問題にされてきたことである。回教はまた、夫からだけ離婚ができることを規定している他、いろいろ女性蔑視の傾向をもつてゐるので、新時代にふさわしいやうに、コーランを男女平等の解釈にもつてゆくとして、婦人たちは苦心している。現在、宗教省では婚姻法案を立案中であるが、このために婚姻法審議会を設けて、婦人団体の代表者を委員に加えているが、なかなか婦人側と保守派の回教徒との折りあひがつかない。婦人側はぜひ分譲歩して、一夫一婦でなければならぬという規定までは設けないでもよい、というところまで折れているのに、それでも保守派は婦人の要求がすぎると云つてゐるやうで、新興回教で、多分に社会主義的政策をとつてゐるこの国でも、宗教の支配は根づよいものである。

なお、夫から離婚され、生活できない母子のために、生活保護を与えることも婦人たちのために、結婚、離婚、財産相続についての相談所を設けること。

○保健活動衛生知識の普及、助産婦の養成など

○職業指導、内職あつせん

○働く母のための保育所の設置

○女子学生に奨学金を出すこと

インドネシアの婦人運動はなかなか活発である。保守的な回教系の婦人団体は「夫多妻を肯定しているの、婚姻法制定の問題では、全婦人団体がうつつて「九

○選挙権を有効につかうように、婦人や子どもに政治教育をすること。——これには文盲の多い国であるため、婦人団体で小規模の学校をたてたり、講習会をひらいたりして、標準国語となつたインドネシア語を熱心におしえてゐる。第一回の総選挙は一九五四年にあつた。このときは、文字のよめないものが多いので、各政党のマークをならべて印刷した大きな投票用紙（「インドネシアには政党の数が四十ほどもある」）に、自分の支持する政党のマークにパンチで穴をあけて投票箱にいれる方法をとつた。しかし、

はじめに独立した国の民衆は選挙に熱心で、投票日には投票場に一日中長蛇の列がつづいたやうである。そのなかにもくに婦人が多かつたという。

○新しく男女に平等な婚姻法と相続法を制定すること。これは、インドネシアが回教国であるため、回教の聖典コーランが四人までの妻帯をゆるしているの、どうしても新しい一夫一婦制をきずくのに障害になるといふので、戦前から、進んだ婦人のあいだで問題にされてきたことである。回教はまた、夫からだけ離婚ができることを規定している他、いろいろ女性蔑視の傾向をもつてゐるので、新時代にふさわしいやうに、コーランを男女平等の解釈にもつてゆくとして、婦人たちは苦心している。現在、宗教省では婚姻法案を立案中であるが、このために婚姻法審議会を設けて、婦人団体の代表者を委員に加えているが、なかなか婦人側と保守派の回教徒との折りあひがつかない。婦人側はぜひ分譲歩して、一夫一婦でなければならぬという規定までは設けないでもよい、というところまで折れているのに、それでも保守派は婦人の要求がすぎると云つてゐるやうで、新興回教で、多分に社会主義的政策をとつてゐるこの国でも、宗教の支配は根づよいものである。

なお、夫から離婚され、生活できない母子のために、生活保護を与えることも婦人たちのために、結婚、離婚、財産相続についての相談所を設けること。

○保健活動衛生知識の普及、助産婦の養成など

○職業指導、内職あつせん

○働く母のための保育所の設置

○女子学生に奨学金を出すこと

インドネシアの婦人運動はなかなか活発である。保守的な回教系の婦人団体は「夫多妻を肯定しているの、婚姻法制定の問題では、全婦人団体がうつつて「九

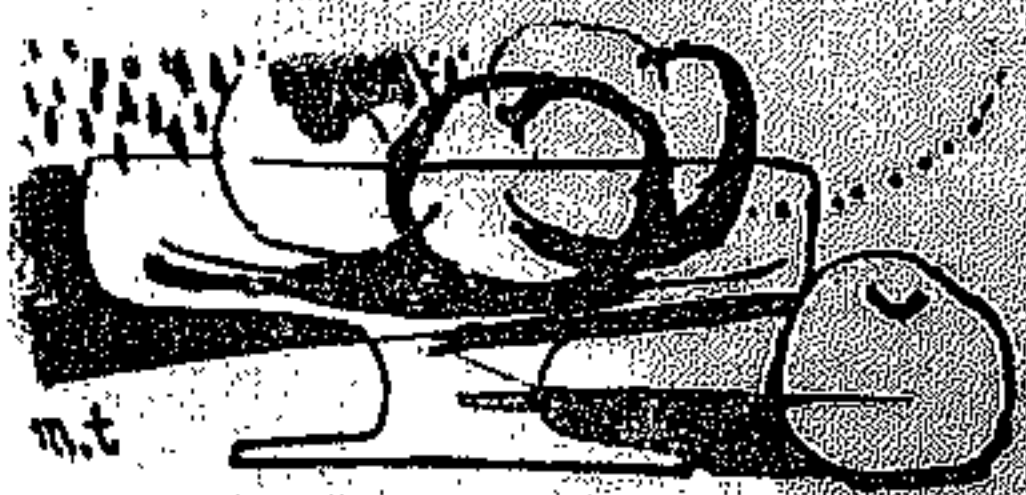
となつたといふことはできない。その上、とくに結婚や離婚については各地方ごとにまだふるい慣習法が、厳然と効力をもつてゐるので、人権の立場を守り、男女の平等を実現するために、国中に一定した平等の法律が通用するようになるには、まだずいぶん時間がかかり、骨も折れることだろうと、同情しないではない。

けれども、宗教や慣習が根づよく一般民を支配し、異民族がともに住んでいるこのような東洋の国では、すぐれた、進んだ婦人指導者も、大へん忍耐よく、気が長い。

「慣習法を無視してしまつて、国法を制定することは民衆の幸福ではありません。法律より先きに人間があるのですから、その特定の地域にすむ人が長年もつてきた伝統を抹殺しようとしても、人々がしたがわれないだけです。私たちは、異種の伝統や文化、慣習を包含できるような基本原則を、法律がつくることを考えています……」

とは教育指導者の一人、前社会福祉相のサントソ夫人のことばであつた。しかも、勇敢な婦人団体員は、一昨年、年金法案が国会に提出されたとき、「……第二夫人にも平等に年金を支給する……」という一頂があつたのに反対して、大々的なデモ行進を行つてゐる。

インドネシア共和国はまだ若い新興の国である。しかし資源も豊富だし、人気がよいので、政治上、経済上まだ不安定な国ではあるけれども、未来の可能性をふんだんにそなえた国である。とくに婦人が活動的で、妙にくよくよしていないので、現在はいろいろと矛盾が多いが、将来は、明るい、よい国ができ上るだろう。そしてそれには婦人の力がいつも大きくあずかることだろう。



昭和女性生活史

この二つの稿は、昨年NHK婦人の時間に放送された日本女性生活史のうち、昭和から現在まで（谷野・高崎両氏担当）の部分に、手を加えたものです。

昭和初年から終戦まで

谷野 せつ

昭和の初めから、昭和十六年の太平洋戦争が始まったころまでの期間の婦人の生活について、特筆するよう大きなことは何であるかと問われるならば、私はこれを二つか三つに分けて、その特質を挙げる事ができると思います。

その一つは、この年代においては、婦人の民主的な市民活動が全くおさえられることになって、すべて国家目的に沿った婦人活動に代わってしまったことです。

第二には、国の総動員組織のために工場や、その他あらゆる職場に、婦人が家庭から進出して働くようになったことです。

第三の特質は、戦争によって国民生活はますます苦しくなり、物資は欠乏し、夫や息子を失った妻や母のいたましいまでの悲しみ、それから戦争によるさまざまな生活の混乱が起ったことではないかと思えます。

まず第一の特質について述べますと、大正年間を通じて徐々に育まれてきた民主的な市民活動は、昭和三年の三一五事件や、昭和六年の満洲事変、それから昭和十一年の二・二六事件などによって、だんだん後進に追いつかれ、昭和十二年の日支事変が起るころに

なると、もはや市民活動は、戦争遂行のための国民精神総動員体制によって、すべてのことが戦争のためにかりたてられてゆきました。婦人の市民活動も、男子の普通選挙が始めて実施された昭和三年のころにはなかなか盛んで、婦人の公民権法案が昭和四年に国会に提出されたり、婦人の議会デモも盛んに行われ、圧力団体としての特色がはつきりしていたのです。

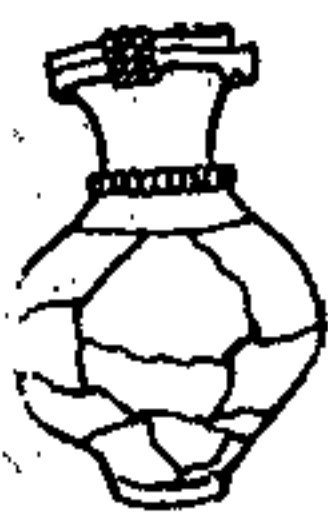
昭和八年のころからは婦人参政権とか、廢娼問題についての婦人団体の圧力も、議会上提などは全く行われなくなつてしまつたのです。そして昭和七年の上海事変が起るころには、国防婦人会が結成されて、エプロンがけの国防婦人会員が戦争にゆく兵隊さんたちの家族の慰問活動にあたり、昭和十二年には、愛国婦人会等六十団体で国民精神総動員中央連盟を結成して日本多くの婦人団体が戦争のための婦人会活動に代つてしまつたのであります。

第二の特質については、多くの婦人たちが、この年代に重工業といわず、さまざまな工場や会社に進出して、今までに見ない婦人の社会進出が行われたこととあります。昭和のはじめには、そのころの政府の

徴用工として、産業戦士として、またあらゆる軍需補給の場から出されました。また婦人の面では、昭和十五年には今までの民主的な婦人団体は追々に解散され、さらにまた、昭和十六年には、婦人団体統合に関する要綱が決定されて、大日本婦人会結成への準備ととも、婦人会を戦争の力にするための体制が布かれたのであります。

こうして考えてみますと、結局昭和の始めから昭和十六年太平洋戦争が始まるまでの婦人運動は直接政治に参加する責任や権利を持つていたのですが、そのころ戦争遂行を支配していた大きな力の前に、総て民主的な活動は抑えられてしまつて、婦人たちはただ戦争

協力ばかり出されることになったのです。そうして自主性を失つた婦人たちは、わけのわからない戦争の生活のきびしさの中に、夫や息子を失った悲しみをこえて、ただあえてきたという思いが深いのであります。婦人たちにとつて、こうした苦みや悲しみがま新しく深いだけに、そのころの婦人の生活は長い歴史の中でも最もいたましい生活の時代ではなかつたかと思ふのであります。今三十歳から六十歳の母親たちは、皆このような経験を覚えてきています。このような歴史のきびしい思い出をもう一度ふりかへつて反省してみることが、私たちのこれからの生活をおし進める上にきつとよい教訓になることと思うのであります。



終戦から現在まで

高崎 節子

十年一昔という言葉がありますが、ある年配以上の人々には十年前のあの戦争中と、それに続く終戦後の苦しみは、一昔となつた今でも到底忘れることができないと思います。戦争は上流・中流・下流と、かつて日本の社会にきびしくつけられていた階級の区別を、吹き飛ばしてしまひ、総ての人が戦争にかり出されました。そして戦争も半ばをすぎると、日本内地からは、健康で力ある男性は次々と姿を消し、末期には、男性は老人と病人と身体障害者と子供だけになりました。このように男性がいなくなると、国が動かなくなるのではないかとこのころに心配がたぎつてきました。といふことは、日本の社会は、今まで男の人だけで運営されてきたといふことでもありますが、こうして男性がいなくなると、今まで全く存在を認められてい

なかつた女性が認められることになり、社会の表面にひっぱり出されて、表むきには華やかに、又悲憤に、国民総けつき、国家総動員の名のもとに、男性が今まで働いていた職場に、命令を受けてつくようになりました。戦争という出来事は結果から見ると、日本の歴史の中で長い間、男性によつて占められていた日本の社会の表面に、女性という新しい社会人のあることを示し、その女性を男性に代るものとして、押し出してしまつたのです。こうして女性は、今まで男性がしていたことは女でもやろうと思へばできるという自信を持つようになり、また働くことによつて、たとえささやかなものでも報酬を得ます。ですから働くことのほこりと自信、生活費を自分で稼ぐという喜びは、戦争が日本の女性に与えた思いがけない贈物だつた

五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

こんな場合で、戦争末期の日本内地の運営はほとんど女性の手によつて行われていたといつてもよいと思ひます。ところが戦は破れて終戦となりました。そして国の中の秩序はくずれてしまい、以前のような男尊女卑とか、男だけが人間だ、社会人だというような觀念をもとにしてきゐがつていた日本の社会の慣習や秩序や法律や制度などは權威を持たなくなりました。現実には男女の性に関係なく、生き抜くというぎりぎりの本能の闘いで、力だけが私達の運命を支配したのでした。このような姿は、はだかになつた男女平等の一つの姿ともいえるかもしれません。

戦争から帰らない夫を待つ妻や、夫が戦死して未亡人になつた人々や、戦災で一切を失つてしまつた女の人たちが日本中に一度にあふれました。今まで親や夫や息子などの男性に養われていた妻や娘や母を、今は誰も面倒をみてくれなくなりました。女の人たちは自分が生きたために、子供を死なせないために、命をまことにして働きました。加えて戦後のインフレによる経済的困難が大きく作用して、いよいよ女性性は職を求め働くようになりました。昭和二十一年三月の新円切替や貯金の封鎖ののち、二十二年までの一か年の間に消費者物価が二倍にも登りました。財閥の解体、斜陽族の出現などで、働いて新円を手に入れないければ食べていけない人々がふえました。地位も門閥も、男女不平等も姿を消してしまいました。

戦争中の勤勞動員の経験によつて、〃労働〃ということに対する考え方が、女性自らの経験で改められたことや、戦後の経済的な困難などから、せき止めることのできない激しい流れのように女性が職場に進出しにゆきました。これは大きな社会状況の変化とともに變つていつた婦人たちの姿ですが、一方国家的にも

大きな変化が打ち出された。昭和二十一年に新電

法が發布され、法律の上での男女平等が約束されたのです。すなわち新憲法十四条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又家族的地位により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。」と規定されたのです。この土台の上に立つて、家庭生活での男女平等は民法で、男女共学は教育基準法で、そして社会人として男子と同格に働く権利は労働基準法で、それぞれ定められました。これらの法律の第一歩として、昭和二十一年四月十日、日本婦人が始めて参政権を使いました。これは日本女性生活史の上の一番大きな出来事といえるでしょう。また日本女性の人間としての誕生日ともいえるでしょう。そして、選挙権と同時に被選挙権も持つたし、公職につくこともできるようになりました。

戦前は、労働という言葉には必ず貧乏という連想がついていました。特に女の場合、貧しい教育のない女だけが働くものと考えられていました。現場で働く婦人に對して、事務関係やテバートなどで働く婦人のことを職業婦人と呼んでいましたが、これは現場で働く女子労働者とははつきり区別した優越感の交つた呼び名でした。さらにその上に、女学校を出て、お茶やお花などの花嫁修業をする女性——それが女としての当然の姿であると自他共に許していた女性群が君臨していました。終戦後、この三つの階層がなくなり、働くことは婦人労働者になることであり、賃金労働者という言葉は働く人すべてを含むようになりました。そして働く婦人の数がふえたことは戦後の婦人生活上の大きな特徴です。また婦人の出身層は中産階級の上の方まで拡がりました。未婚婦人、未亡人、人妻など、あらゆる種類の婦人たちが働くようになりましたので、国は働く婦人の福祉、わけでも母性保護の線を強く必

側基注法によって打出しました。

このようにして戦後すでに十一年が経過し、現在では人に雇われて賃金をもらつて働く婦人の数は五百万に近くなりました。この数は戦後はば動かない数字で、十年の実績は、日本にとつて最早との五百万の働く婦人はなくてはならない存在であることを示しています。働く者としての能力も、職業意識も、人間として、労働者としてのものの考え方も、この十年間に長成しました。人に雇われるばかりでなく、人を雇う、立場の婦人も、この十年間に相当の数に上りました。戦前でも美容院、洋服、和裁など女性の業主が多くありました。戦後は農業・商工業に女性の業主ができ、会社の婦人社長も沢山出ています。女子が自分から経営に乗り出すということは、戦前には非常に少かつたことです。が、男性に頼らず自立することの自覚の現れともいえるでしょう。婦人建築家・公務員・婦人警官など新しい婦人の職場も開かれ、責任ある地位につく女性も多くなりました。

ところが最近、デフレ政策のもとで女子の職場縮出しが始まりましたが、さらに昭和三十年ごろから逆コースの風潮があらわれて、これが、婦人縮出しの傾向に大きな役割を持ちはじめました。これは働く婦人にとつて大きな危機であります。高等教育を受けた有能な婦人を採用しない、義務教育だけの若い女性を二、三年使つては、切りかえてゆく、停年制に男女差をつける、結婚したらやめさせる等働く婦人縮出しはいろいろな形で現れてきました。しかしこのことは婦人にとつてよい反省の機会でもあります。というのは、戦後十年間、天下りといわれた女性の地位や権利の上に眠つて、権利ばかりを主張し、よき職業人としての実績を示さなかつた婦人たちがあつたからです。しかし、

(以下一九五一年下段に同じ。)

(以下一丸ハージ下段につづく)

地方婦人の動き

一昨年は県内の主な婦人団体が十周年を迎え盛んな記念大会がもたれました。過去の歩みを振り返り、新しい前進を目指して、静観の中に一段落した形でありました。それ故に昨年の婦人の動きは、この十年の実績の上の新しい一步の積みあげとして意義深いものを感じます。その意味から県内婦人の動きの概略を記してみました。

地域の婦人会

七、会員総数一五万三五〇〇人が大きく横に手をつないで、県婦人連盟という組織となつて、膨大な婦人団体を形成しています。従つてこの婦人団体の動きが県内の婦人に与える影響は、決して小さいものではありません。

一昨年秋の連盟十周年記念大会には次のようなスローガンを掲げました。

△十年の成果に加え、更に新生活を創造しよう。

△正しい世論を高め、世界の平和に貢献しよう。

△母性の愛をかたむけ、若い世代を育成しよう。

十年の実績の上に新しい
歩み

山形県

石井はた

△明日の幸福にそなえ、無駄をばいりて貯蓄しよう。

△婦人が力を結び、女性の人權を擁護し

この目標が活動の主流となつてゐることは申すまでもありませんが、特に新生活運動は眞先に掲げられてあるように、最も重点が置かれてあり、本県の生んだ歌人結城哀草果先生も、その祝歌の中に次のように詠つておられます。

十年を歩みて強き自信ありなお新生活運動に結ぶ高き精神

今、全国的にも高く評價されている映画「今どきの嫁」（全五巻企画山形鼎婦人連盟、製作桜映画社）は、この新生活運動の具体的な動きとして大きく結集された婦人の協力の中で生み出された成果であります。十五万余る会員の一人一人が五円宛を拠出して、がつちりと手を握り合つた新生活への願いの現われであ

つたこと、又この婦人会員の多くが姑の
場に置かれてるだけに嫁の立場を閉る
くというこの映画は、若い人々に一大の
希望と自覚を与えているということが出

来ます。
なお県内一六五の単位団体を持つ方、

七〇〇人の農協婦人部の会員は、殆んど全部が地域婦人会員として活動しており、農協が協調している貯蓄運動や計画産児など、婦人会の活動目標と併せて協力していることは、先のスローガンにも示されてある通りです。

昨年の暮から約半年、宮内町金土製糸工場（工員総数二八〇、内女子二四〇）の組合結成とその争議は、女子労働者の特に繊維産業労働者の低調といわれる本県だけに世論の注目を浴び、その中で長期の争議が展開されました。会社側に掲

又、母子会も果母子連合会として、単げた要求項目が、位団体一三五、会員数八、五〇〇人を組△寄宿舎の自治を認めよ。

織して、母子福祉資金の国庫負担の増額、△フトン一枚を増配し、手あぶりの出来
県営母子住宅の建設等々の運動や、〃亡
る設備をせよ、

夫の両親の遺産を、妻に代襲権を認めて、△働けるだけの食事を与えよ。もらいたい」という家族制度の遺制を具等々で、人権に関する要求内容のものが

体的に改善する地道な運動も行つていま多かつたのは、人権闘争として一般の関心を高め、又他の労組婦人の組合運動

昨年、は教育委員制度の改正に伴つて、注目の的となつてゐた婦人教育委員は、

県内委員数二八三人中、三三人（一一・三％）の婦人が任命されました。県婦人連も今までと全く無関心であつた労働間農村の出身者であつたため、農村の母親

連盟をはじめ、それらの婦人団体の運動や陳情等も行われて、地についての社会的な関心を示してきていました。この

總じて新生活運動等の行き方について、事件の後、二、三、温泉旅館の従業員やその他小人数の職場で、人権的争議や組織闘争内なるものゝ性質が異なる。

も、未だ材的なものから本質的なものへと、そのイデオロギイの展開が、
深められて、かまどでの改善、結婚の簡素、合結成の動きも見られました。
三、こうした面々の困難さにもかゝらず、動く婦人自らの職場だけでなく、協が

ら、生活態度や人と人との繋がりの新しをもつための動きが本年は活発であつた。

「日本の家庭を明るく」の意図も活があり、娘あるいは嫁でもある立場に目覚

くもたれてきています。昨年の中央の母親大会等でも関心が示され、働く婦人、

勤く婦人

家庭婦人という枠を越えて各地方にその

（同種のもの全国五地方にある）
 へ、とくに港都神戸としての特色はむしろこの種の団体にあらわれているとも考えられる。国際親善を目的とする団体に、神戸国際婦人会、フラワソサィティ、神戸ウーマンクラブがある。神戸ウーマンクラブは、会員の三分の二は外国婦人で四十数年の歴史をもち、社会事業に努力がはらわれている。このような文化団体は自主的な動きにより、それぞれ目的に進んでいる。

ト、は母子家庭を中心に結ばれた団体で最も活動の活発なのは、会員一万五千の神戸市婦人共助会である。目的からいっても婦人団体として最も地についた活動をしている。

その他として、ことぶき会という老人会があるが、老人は老人なりに世の中に役立ちたいという趣旨で六〇歳以上の婦人で結成されている。さき頃開かれた老人大会で、養老年金、老人病床などの推進を、関係筋に要望することになった。最近ではいろいろのグループ活動をこの家の老人会のために作った市の施設を中心にもち、としりにも明るい活動が展開されている。ことぶき会の生れたのも、婦人団体協議会のかげの力が大きかったことも一つの特色である。

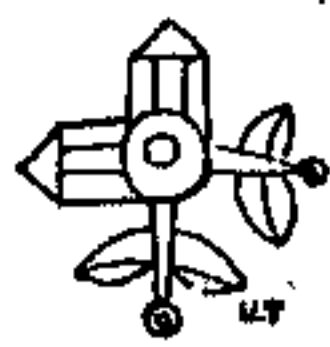
以上神戸市におけるさまざまな活動を展げる婦人関係について主なものにふれてみたが、婦人団体に課せられた今後の大きな問題は、婦人の地位向上と、より

「婦人の解放」を「婦人の幸福」とと、せきを切った奔流のように、めざましく発展してきた本県の婦人団体活動も、十年を経過した今日、一つの転換期に立ち、静かに自己を反省し、再検討する余裕を持つようになりつつある。

とかく「女性をおし出そう」「対男性」といった、いちずな考えから、もつと婦人自身及び各層の青年や男子とも広く話し合い、協力して行こうという立場をとるようになり、また与えられるものをただそのまま受けとる形から、もつと自主的に物を考え、学習し、その上でみなと協力して実践してゆこうという動きが、最近特に強くなったように思われます。このことは婦人の活動が一つの新しい段階へと発展してきたことを物語っています。そのあらわれの一つとして、昨

年、県下十一の各種の婦人団体の共通の機関紙である「こだま」が発刊されました。これは、婦人の問題を婦人だけで考えるのではなく、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。



共通の機関誌「こだま」の発刊

吉岡 松子

徳島県

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

よき社会実現を目指す確実な母体となることである。そのためには、「よりよい社会実現」を願って行動している人々が、お互いに他の団体の成果を認めあう度量と、積極性がなければ、幸福への道はぐつと遠まわりになる。

（神戸市教育委員会社会教育課）

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

（同種のもの全国五地方にある）
 へ、とくに港都神戸としての特色はむしろこの種の団体にあらわれているとも考えられる。国際親善を目的とする団体に、神戸国際婦人会、フラワソサィティ、神戸ウーマンクラブがある。神戸ウーマンクラブは、会員の三分の二は外国婦人で四十数年の歴史をもち、社会事業に努力がはらわれている。このような文化団体は自主的な動きにより、それぞれ目的に進んでいる。

ト、は母子家庭を中心に結ばれた団体で最も活動の活発なのは、会員一万五千の神戸市婦人共助会である。目的からいっても婦人団体として最も地についた活動をしている。

その他として、ことぶき会という老人会があるが、老人は老人なりに世の中に役立ちたいという趣旨で六〇歳以上の婦人で結成されている。さき頃開かれた老人大会で、養老年金、老人病床などの推進を、関係筋に要望することになった。最近ではいろいろのグループ活動をこの家の老人会のために作った市の施設を中心にもち、としりにも明るい活動が展開されている。ことぶき会の生れたのも、婦人団体協議会のかげの力が大きかったことも一つの特色である。

以上神戸市におけるさまざまな活動を展げる婦人関係について主なものにふれてみたが、婦人団体に課せられた今後の大きな問題は、婦人の地位向上と、より

「婦人の解放」を「婦人の幸福」とと、せきを切った奔流のように、めざましく発展してきた本県の婦人団体活動も、十年を経過した今日、一つの転換期に立ち、静かに自己を反省し、再検討する余裕を持つようになりつつある。

とかく「女性をおし出そう」「対男性」といった、いちずな考えから、もつと婦人自身及び各層の青年や男子とも広く話し合い、協力して行こうという立場をとるようになり、また与えられるものをただそのまま受けとる形から、もつと自主的に物を考え、学習し、その上でみなと協力して実践してゆこうという動きが、最近特に強くなったように思われます。このことは婦人の活動が一つの新しい段階へと発展してきたことを物語っています。そのあらわれの一つとして、昨

年、県下十一の各種の婦人団体の共通の機関紙である「こだま」が発刊されました。これは、婦人の問題を婦人だけで考えるのではなく、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。



神戸市の婦人団体の動き

高木 君子

兵庫県

婦人の強い関心を示した売春防止法の成立を契機に売春防止講演会を開いて、

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

新しいサークル

婦人の強い関心を示した売春防止法の成立を契機に売春防止講演会を開いて、

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

報告会を兼ねた集いなども開かれまし、基督教福音会山形支部が昨年八月結成されたことは、身売りの多い本県だけにその意義も大きいと感じられました。その他文化サークル（音楽・演劇・生活記録・その他）が各地に生まれつつあることも、昨年の新しい動きといえることが出来まし。既成の文化サークルもそれぞれの動きを見せ、僻地に書物を送る運動や、ひとときの愛読者草の実会、家事にたずさわる女中さん達の会、雑誌を深く読み合おうとする婦人公論グループや友の会、その他それぞれの特質が活かされて活動しているようです。以上ごく概略について記しましたが、掘下げや記し方の不十分な点については御諒承下さるよう書添えさせていただきます。

（山形婦人少年室長）

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

「こだま」の発刊は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。この機関紙は、婦人の問題を社会全体で考えるという姿勢を示しています。

地方婦人の動き

主として婦人会の手によって開設されている二十世紀位開設されているところもあるが、それ以外に生活問題を解決していき、またまた自主的な学習に徹するもの、生活記録や機関誌を出し、物を書くことによつて、婦人の考えを深め、生活を高めようとしている婦人会も県下のあちこちに芽生えてきました。相生村婦人会の「うるおい」、おろの婦人会の「あゆみ」、穴吹婦人会の「ゆうまつり」等はその一例です。

人は皆寝たる如し声絶えて鉛筆の音のみかすかなり (あゆみより)

の歌のように、暇のない主婦が、せめて夜更けのひとときでもと鉛筆を握るようになったことも、婦人の進歩と考えられましよう。

その他読書会、家計簿記入グループ、時事問題研究会、音楽グループ、ミカン栽培、ノリの養殖、養鶏等の生産農事研究グループ、各種趣味の会等多くのグループ活動が、地域に応じた特色ある活動を展開しています。

ともかくも生活の中に課題を求め、身軽く集つて、みんなで協力して学習し、実践しようという地味だが真剣な主婦達の態度は、数年前の派手な行事中心の婦人団体には見られない動きであつて、こうした婦人達の動きこそ、やがて大きな社会改造にまで発展する力をもっていると考えられます。

一町村でも、合同学校、地区学級、部落学級というように組織され、多いところ



山かげの婦人たち

河村すみ子

鳥取県

婦人をもつて組織された婦人会です。最近では老人クラブが県下各地に誕生し始め、来年あたりは、県の連合会まで出米をうな動きを示しています。これととも、もつと若い層の、林に若妻層の活躍がもつと活発なものである。これが本県の実情でしょう。

ともかく婦人層は、過去の経験の上に立つて、自己反省をし、広い視野と横のつながりを広げつつ深い思慮のもとに着実な一歩を踏み出したところと言えましよう。(鳥取県教育委員会社会教育課社会教育主事)

果連合婦人会が絶対多数を占めていることは他県と同様ですが、鳥取市婦人団体協議会(旧市)では、果連合組織に加わらず独自の歩みを進めて来ました。校区単位の地域団体があることには違いないのですけれども、市街地の婦人は農村婦人を主とした連合婦人会とは自から異つた性格のものとして画然として今日に至つています。

ところが合併された近郊の新しい婦人たちは従前より果連合婦人会に属しており、同市内に二つの地域婦人団体がある

二つの地域婦人会

存しているわけですが、現在両者は懇話会という形で代表者の集りをもつてはいるものの、新市旧市が対峙しており、一つの課題となつています。

農協婦人会の独立

これまでは婦人会即農協婦人会、或いは婦人会の産業部として同居していましたが、全国農協の方針の影響からか、改めて旗じるしを鮮明にし、地域婦人会と分離して独立しました。

「農家主婦の教養も社会活動も農協婦人会自体で推進しよう」と、役員は婦人会兼任を許さず、その組織化に力を注いでいます。農協一本で進もうと部落ごと婦人連合会を離れるものも現われています。

母親学級と母親クラブ

社会教育課で指導する地域の婦人会、PTAを主体とした婦人学級、母親学級があります。新たに婦人児童課では児童委員の手を通じて母親クラブの結成を呼びかけています。保育所、母子寮などの福祉施設を中心にお母さんたちが集まり、児童の福祉増進を図るため余暇指導、健康、栄養、社会訓練など正しい知識と技術を高めようというのがその趣旨だそうです。保育所など施設中心のもの(五十四)もあり、部落中心(十五)又は気の合った同志のクラブ(三十)

二)が生れ、百金を数えています。子供の問題、母親の教養の問題をとり

上げた点、母親学級も母親クラブも意図するところはなんら変わりません。それでも組織はつくられて行くものか、同じ一つの団体が母親学校と母親クラブの二つの看板を掲げているところもあります。また市内全校区に、母親学級に加えて学校中心の母親クラブが結成されているものもあります。これでは一人の児の頭を二人の生母が撫さるような、双児の親が別々だというような珍奇な恰好です。

生活婦人部

正しくは勤労者生活協同組合婦人部といい、おもむろに活動をはじめました。十一月には米子市で全国生活協同組合協議が開かれ、二日間に亘つて研究討議が行われました。

県下三か所の生協はいずれも盛況を呈していますが、殊に米子(よなご)の生協は規模の点からも、利用度も全国一だといわれ、昨今は中小商人の目の上の瘤として非難の声をあびています。当県の勤労者の貧しさが生協の活動を盛んにしたとも考えられますが、主婦の経済的関心と力の結集によるものと思われまます。生活技術の研究會・講習會をはじめ講演会やレクリエーション等、主婦たちはここでも活発に動いています。

農家主婦が農協に、勤労者の主婦たちが生協婦人部にそれぞれ共鳴するのは経済生活を中心とした会であるからというよりも、日常生活の似かよつた者同志の

母子会

殆んどが動いており、その数も年々共に少く(喜ぶべき現象であるが)、細々とたむろしている母子会は喜怒哀楽を分かち合つています。親の無い子の来春の卒は最高の数を占め、就職希望者中三〇％を示しています。関係機関と共に目下声を大にして、雇用促進を使用者や一般の理解と協力に求めています。一昨年以来、母子後援会の保証制度も整えています。就職戦線は、なおきびしい現状です。

婦人懇話会

婦人団体は多種多様に細分化され、小グループで活動していますが、対照的なものとして地域、職場、文化の団体を含めた鳥取県婦人懇話会があります。さらには中国四県に連繫しています。

それぞれの団体や組織の声を拡大し果政に反映するのがその目的なのですが、この会の委員は知事の任命をうける個人であり、組織から出ても組織の代表ではなく、従つて組織へもちかえる義務も無いわけですが、委員提出の議題も、話し合ひも実に優れて立派ですが、それは夏の夜空の打あけ花火みたいなものです。

生活改善

農業改良課の主催で、(昨年は婦人会と

共進)年を重ねるにつれて盛況を見る生活改善委員会があります。昨年の発表内容を見ますと、台所改善をはじめ蚊と蠅の撲滅、受胎調節、母子衛生などの保健の面、村祭りのあり方、婦人会支部活動の問題、若嫁の歩みなどと非常に巾広いものです。

新生活運動のかけ声に農村生活は一日と理論と実践の両面が相まって昂められて行きます。発表される生活改善の実践には生活改善普及員さんの苦勞もさることながら、保健婦さんの努力のあとや、社会教育主事の協力のあつてがうかがわれます。それにつけても農村婦人にとつての引手あまたなのは、なんと幸なことでしよう。

婦人会活動は盛んだけれども

婦人たちは多彩な活動はしていますけれども、中国山脈に押し狭められた山陰では、その足をやすやすと進めてはくれません。

つい先頃の出来ごとです。大山の山麓の開拓部落の少女(十歳)が、学校の帰りを隣村の青年に暴行され、青年は間もなく捕えられました。ところが十一月下旬、初公判をひかえて青年の村では、町長、町会議長はじめ婦人会、青年団、消防団など、こぞって青年の減刑運動をおこし、七百余の署名を集めました。

少女の母親はこの実情を地方紙(日本海新聞)に切々と述べ、これに類した事件

地方婦人の動き



ふたつの感想

「働く少女の生活文」選者のことは――

国分一太郎

応募作品を読んでいて、つぎのふたつのことを感じました。

第一は、ここに投稿してくるような働く青少年は、なんとまじめな人びとだろうということと。応募作品の大部分は、働きながらも学びつづけていきたいという意欲にみちあふれたものばかりでした。いっしょに働くことと、賢くなりたい、人間的でありたいと願うこと、この間にはさまれてもがき苦しんでいるようなものはかりでした。わたしは、このもがきと苦しみに、大きな尊敬の念をいだかずにはいられませんでした。このような青少年がいるかぎり、わたしたちの日本は、きつと前進するだろうとの感じが深くしました。

という作品を読んだとき、わたしは、ハツと思ひとが病氣したとき、ひたいに手をあててくれるほどのことすらが、そのような人情味すらが、いまの青少年の職場では、とりたててうれいことになつていゝのでしようか。このようなことぐらゐは、人間の世界である以上、あたりまえにならなければなりません。いや、それ以上の喜びが、ふんだんに与えられる職場にすること、これが今日の任務ではないかと思ひました。

第二に感じたことは、どの文章も、あまりに早くけつこうな結論にもつていつてゐるということです。文章のおしまひあたりに、かならず殊勝なくくがつつてゐる感じがするといふことです。これは先にいつたヘツライの氣持のあらわれなのでしょう。

(新日本文芸会常任幹事)

昭和三十一年度「働く少女の生活文」受賞作品より



日記から

細川 豊 (北海道・農業 十七才)

三十年三月×日 中学校を卒業し、これで学校生活とは永久にさようならだ。今月から社会への第一歩を踏み出す私になつた。八名の同級生は皆んな誓ひ合つて部落に落付いた。うれしいことだ。先輩等はほとんど都会をあこがれ走り去つたのに。三名の男子は往復五里の道を歩いて夜学に通うそう。私も願つた事だつたが女の故に父母の賛成を得られなかつた。然し父は「豊、お父さんにはお前の勉強しようとする氣持がよく解るよ。然しね、考えてごらん。勉強の爲に体をこわしてはなんにもならないんだ。学問も名譽も地位も健康であつてこそ成立つものなんだ。それに眞に勉強するといふ氣持があるならば、みんなが夜学に通う時間だけでも、余分に出来るのじやないか。学校に通うだけが學問を身につけるのじやない。お父さんはこう思うんだ。自分で勉強するのさ。つまり独学だね。」

五月×日 早くも五月である。今日は朝から空が重く垂れ下つてゐた。こんな天候の作業としては不適だつたが、遅れてゐるので馬鈴薯地を馬で耕した。父が馬の口元を取る。私が後でプラウのハンドルを握る。一番軽い一頭三分だが女身の私には相當の重労働である。「体は大きくてもまだまだヒナなんだよ。無理をしなさい。私には相當の重労働である。」「体は大きくてもまだまだヒナなんだよ。無理をしなさい。」「お父ちゃんやっぱり豊がやるわ」とむりやりに取返した。まだそんなに老いた父でもないのだが長い官吏生活(奉天警察署長、森林警察隊長)から、五十を数える様になつてから初めて土に接したのだから無理もない。敗戦前まで「お嬢さん」だつた私も男同様にプラウを握る。手指の節々も日増に大きくなつてくる。夕方一粒二粒の雨が次第に大きくなつてきた。予定の所まで済んだので止めた。三年前まで机を並べて勉

六月×日 今日朝早くから、同輩と一緒にお父さんの所に手伝ひにいふた。お父さんは入院中、そのためお母さんは付も取れなかつた。又二十八年は冷害、昨添ひにいつてゐるし、長男の丁雄さんは家出して自衛隊に入つてゐる。だから私と同じの丁さんと姉の丁予さんの二人が知の方をささいやつてゐる。余り氣の毒だ。生活扶助を受ける家庭も七割を占めてゐる。村の民生委員の人が受ける様に薦めに来てくれたが父が断り、私が「受ける位なら一層死んだ方がいい。」と泣いたので却つていつた。この日を「開拓月給日」と口の悪い者が名付けてゐる。この日の若松(消費物金)をこで得る。は、商人が嬉しい。鳴を上げるそう。世の矛盾だらう。受けない三割の家庭だつて決して楽ではない。おそく配給米も受領出来ないままに頑張つてゐるのだらう。父母の顔も四人の弟妹の顔も一樣に黄色くなつた。

十一月×日 入殖以來初めての豆落しをする。これが一年間の涙と汗と努力の結晶だと思つてうれしくつて仕方がない。「お父ちゃん、これ何位だべ」「さあ、お父さんにはよく解らんね」弟と父のうれしそうな會話はそばの私をも明るくする。予想は九俵だが十俵余りになりそう。でもまあ、今年ほどこそ豊作であらう。九月×日 楽しみに待つてゐた盆も村で沢山取れたから一俵三斤四を割れる。その父の顔は暗くなる。十俵で三万が「モーション」と一俵大きく啼いた。明日、強した四國の同輩は今頃なにをしてゐる。瓜ばかりを食へてゐるからだ。もう二か

31年度受賞生活文より



ある日の記録から

福沢友行
(京都府・養成工 十六才)

またチャックを舌打ちをした。

旋盤の芯出し作業が朝からやっている。業を続けた。しばらくして、私は、アアと嘆きつつ目をトースカンの針先からは

他の者はもう芯出しを終って切削の工程に移っている。それを知ると、自分だけまだなんだ、早くやらなければと思

い、あくせくする。工作物をとりつけたチャックを左手で廻しているが、その手もだんだんとたる

くなる。トースカンの針先を、キツなつてみつめているので、それ以上に目がつかれる。スムーズにいけば二十分も要

しない、いや十分も要しない芯出しに四時間近くかかっている。それでまだで

ないのだ。唇をかみしめ、赤く染め、必死になつて、あせるほどにやまない。横で切削している音が私を馬鹿にしたようにきこえる。クソッ、とますますあせる、前よりも悪くなつてしまふ。泣出したくな

た。「よく出た、大変よい、次に進みなさい」と指導員からいわれた時、ハッと、大きく深呼吸した。そしてA君と顔を合

わせて見つくりとほほえんだ。汗のために曇っている眼鏡と、その油

汗をぬぐい終った時、十二時——昼食のブザーが私の耳をついた。実に四時間

かけてやつと芯出し工程が終つたのである。もう二度とこれ程遅くなるまいと、何度何度心にも誓った。

いつになく昼食は楽しかった。初夏の陽ざしをあびているクローバの緑葉の上

始めて職について

山本茂子
(石川県・女工 十六才)

私は今春九年間の長い義務教育を終はみんな二十台の個人工場ばかり、私

え、始めて実社会の生活に出た時は、余の家の一つである。朝は七時か

りにも中学校時代に考えていたものと遠くかけ離れているのに、驚きと恐怖をい

だかずにはいられなかった。けれども数か月へた今日は、その当時考えていた

とはいつの間にか忘れ去つて行く。そうして私に痛切に感じられたことは環境が

変ると、その人間も一度に言葉から動作に至るまで変ることであつた。

人絹工場といえは百台以上機械のはい

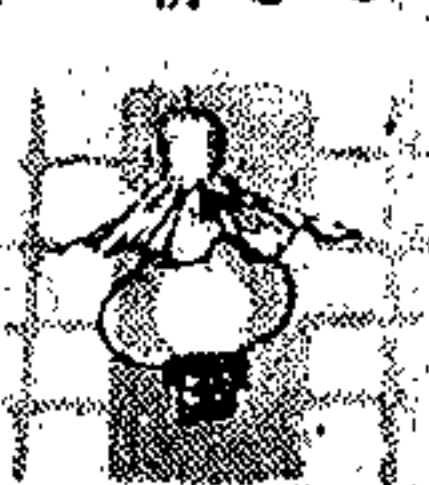
つている大工場を思い出す。しかしそんな大工場といつたら数えるばかり、あ

つては、六尺二十五貫という体に似合ぬ

優しい細い目で僕に言った。だが、働きながら自分一力で高等学校に通うんだ

という僕に、定時制の苦しさや、仕事の辛さを並べて止めながらも、一面自分の

社に入りたいというまなざしは隠せない。父亡き後、家計の苦しさを



誤解

日馬進
(群馬県・成型工 十六才)

「二人前の仕事だぞ」家庭訪問に来た社

長は、六尺二十五貫という体に似合ぬ

優しい細い目で僕に言った。だが、働きながら自分一力で高等学校に通うんだ

という僕に、定時制の苦しさや、仕事の辛さを並べて止めながらも、一面自分の

社に入りたいというまなざしは隠せない。父亡き後、家計の苦しさを

谷川岳を始め、名も知らぬ沢山の山々

に囲まれ、右手に利根川を従え、新鮮な

空気、美しい自然に恵まれた硝子工場に

入社したのは中学卒業後まもなくだつた。寄宿舎は三部屋あり、最端の十畳に

い、そうして心の中心に明日からは止めようかしらと思ふと、すぐ又恩師の「しんぼうだ、しんぼうだ。人間にはしんぼうと根気がなかつたら、牛馬と全く同じだ」という言葉が思い出されるのであつた。私の一つの心が二つに分れて迷うのです。最後のしんぼうするのが結論。教えている人が、切れた糸を一本一本つむいでいる様子を見ると、気の毒や情けないやらでかみしめている口びるの方がまけ、一人であつて涙がほほを伝つたことは何度もあつた。おかげで今では人並に織機を六台もち、二、三十本の糸な

らつむぐことが出来るので喜んでゐる。又自分の織つた製品が検査員の手によつて、赤く大きく「一等品」と印を押され

た時ほど嬉しいことはない。工場をしま

うなり自宅に飛びこんで「お母さん今日

の検査で私の製品みな合格よ」というと

夕食のしたくをしていた母は手をとめて「それはよかつたね、これからもその調子でね」とにつこりされて自分のことのように喜んで下さつた。

残業が残り機(シャトル)を二丁そ

するようにならなければならないと思います。
なお、本件については日本新聞販売協会と連絡済みであり、同協会からも所属の業者団体に対して示達し、改善措置を講ずることとなっております。

記

(一) 一般的事項

(1) 労働時間

一日の労働時間は修学時間を通算して七時間を越えてはならないこと
児童が朝刊・夕刊の両方を受け持つときは、大部分が右の制限時間を越えるのが通例であるので、その受持は、原則として、朝刊または夕刊の何れか一方に限定すること。

(2) 深夜業

朝刊配達の場合、午前五時以前に就労させてはならないこと。

(3) 休日

原則として、一週に一回の休日が与えられなければならないこと。

(4) 災害補償

児童が業務上負傷するなどの場合、販売店主は療養費等について補償しなければならないこと。

(5) 賃金

賃金は、明細票を付して、販売店主から直接個々の当該児童に支払われなければならないこと。

なお、賃金台帳、労働者名簿の整備が行われなければならないこと。

(6) 使用許可

児童を使用するとき、使用者は必ず労働基準監督署長の許可を受けなければならないこと。この許可は、就労の事由が家計の補助または本人の修学に必要な費用の支弁等を要するものである場合にのみ与えることとし、その実態については、学校長の証明に基いて判断すること。

なお、この事業については、児童の移動が激しいので、店主が使用許可を申請するたびに年齢証明書を徴することは面倒を伴うが、当該証明書の提出がなくとも、労働基準監督署長は、その申請を受理し、学校長の証明書に記載された年齢に基いて一時的に許可の取扱をするものとすること。

(7) その他

購読者拡張または集金の業務は児童に不当な精神的負担をもち、教育的見地からみても好ましくないもので、このような業務を課してはならないこととする。

(二) 関係機関の措置

(1) 婦人少年室

婦人少年室は、(一)の事項について、次によつて啓蒙指導を行うこと
(イ) 各種広報機関を通じて一般広報活動を行うこと。

(ロ) 地域社会における関係団体との懇談会を開催して、新聞配達児童の実態を説明し、関係機関の啓蒙

活動ならびに指導に対する協力を求めること。

(2) 都道府県労働基準局

(イ) 労働基準局は、(一)の事項について、次によつて、所要の指導を実施すること。

(1) 本措置に関し、婦人少年室および都道府県教育委員会と打合せを行うこと。

(ii) 新聞販売業者団体と連絡し、また、各地区の業者との間に打合せ等を持ち、その指導を行うこと。

(ロ) 問題の事項を早急にしかも一律に是正することは困難と思われるので、婦人少年室の啓蒙活動と相俟つて、実質的成果をはかること。

(1) 都道府県教育委員会
(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会
(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(3) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

配慮

(イ) 学校長が修学にさしつかえないことの証明をする場合、次に該当するものについては、その就労をさし控えるよう指導すること。
(1) 健康状態が不良のもの
(ii) 就労によつて、その学業または健康に悪い影響をきたすおそれのあるもの

(iii) 就労の理由が家計補助または本人の修学に必要な費用を支弁する等のやむを得ないことに基くものでないもの

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

(1) 都道府県教育委員会

(イ) 教育委員会は、中学校長に対して、次の点の指導を行うこと。
(i) 使用許可制度に関し、校長および教員の認識の徹底
(ii) 生徒に対して、就労する場合に、労働基準監督署長の許可が必要であることを周知
(iii) 就労生徒の生活指導に関する

新聞を配る少年の集い

東京婦人少年室協会員

斜 森 雄 治

「昨年(昭和三十一年)の十一月の年少者の保護運動期間中のことだが、中央労働基準監督署で、労働管理研究会のメンバーを集めていた日、年少労働者の保護の問題について研究会を開きました。たまたま当日東京婦人少年室の高崎室長の講演の中に、南米出張中ブラジルの至るところの都市の広場で、可憐な新聞配達少年の銅像を見て心うたれた、東京の街々での朝夕を新聞を配る少年の幼い姿が室長のまぶたにうかんで、日本に帰つたら、新聞を配る少年に何かのサービスをしたかと思つた、と、いうような短かい話でありました。

当日研究会に出席した数名の者が期せずして話し合い、以来しばしば東京婦人少年室をおたずねし、何かわれわれで働く少年少女たちの保護に、またとりわけ新聞を配る少年たちへのサービスのお手伝いをと申し出て、折にふれて、いささかの御手助けをいたしていたのですが、三月になりまして、こうした数名の者が、それぞれの地域の監督署長の御すいせんをうけ、はがらずも協会員に任命をされることになり

新聞を配る少年の問題は、本省年少労働課でも深い関心を持って調査や研究が進められましたが、第九回の働く年少者の保護運動には、東京ではぜひ、新聞を配る少年の集いを、と、協会員、室の方々の間に同じ思いが流れ合ひ、具体的方法をめぐり、夏以来度々話し合いをいたしましたが、室の予算に現在員数は、協会の援助協力をもつてしても、行事の実施は不可能であるというのが、皆の一致する意見であり、ここに期せずして、婦人少年室が真に血の流れたよい仕事の実績をあげるには、協会員制度に、加えるに、室後援会のようなものが必要である、という話し合いになり、新聞を配る少年の集いを実施の一つのポイントとして、婦人少年協会東京支部という室の後援会設立の運びに至りました。

十月二十六日に協会東京支部が結成され、婦人少年室を中心に協会員と協会東京支部が三者一体となつて集いの準備をはじめました。各新聞社、新聞協会、新聞販売同業組合、日本新聞販売協会は「集い」の趣旨に心からなる賛意を示し、物心両面の多大の協力の申し入れを協会支部にしてくれました。

都内廿三区の新聞販売同業組合の支部更にその下にある一千軒の販売店、その販売店の店主を、監督署別、支部別に何人も何人も招集し、その席に私と長と監督署長が出向いて、話し合いをすすめ、

都内二十軒、一万二千人の十八歳未満の配達少年の数を把握し、これらの少年たちを「集い」に参加させることを約束してもらいました。

十一月十八日の日曜午前十時から十二時までは「集い」と定めました。東京の少年達が小学生の頃から一度は行つてみたいと思つし、又必ず遠足で行くことになつてゐる豊島園の広大な野外遊園地を選び、途中の西武鉄道の団体割引、豊島園入園料や遊戯施設「ウォーター・シネート、ロケットなど」の使用割引など、一さいの交渉、当日の六千五百人分の昼食の準備、おみやげ、更に、慰安のための、警視庁音楽隊の行進、巨人軍の川上哲次選手の野球教室、すべてが、十五歳前後の少年の夢にこたえる健康なたのしいプログラムとして、われわれの手によつて用意されました。一万二千人の配達少年のうち、半分の出席と少なくみて、六千五百人として準備したましたが、当日は、この六千五百をはるかに突破した少年たちによつて、豊島園の大グラウンドのスタンドがまたたく間に埋まつてしまいました。

この少年の大群集を目のあたりにみて、私は深い感動にうたれました。私一人としては何も社会のためになし得ないが、協会の座を与えられ、更に協会支部の組織を持ち、労働省に、婦人少年局に婦人少年室に連なつた時に、このように意義深い仕事をなすことができるので

この日の夕刊は各新聞こぞつて写真入りで、この「集い」の様相を報じ、NHKの録音ニュースで全国に放送されテレビも各社が放送しましたが、こうした反響は、やはり、このようなことが誰かによつて行われることを待つていたものでありましょう。

午後三時少年達は夕刊を配達するため、いそいそと東京全都内に散つて行きましたが、来年もたのみならず、いかにも満足気に嬉しそうでありました。尚当日の「集い」には五十名の協会員と、五十名の協会支部会員が、室を中心として一切の運営進行にあたりました。私共は前日より会場に泊りこみ、完べきを期して準備をいたしましたが、盛大にかつ事故なく、有意義に「集い」を終了することができましたことは、嬉しい限りでありました。今後婦人少年室をもりたて、協会員として、また協会支部会員として働きたいと思つた次第であります。



ニュージーランドにおける 婦人の活動

婦人少年局では、かねてから海外の婦人の動向を折にふれてお伝えして来ましたが、この度、駐日ニュージーランド公使館より、ニュージーランドの婦人に関する情報を得ましたので、ここに翻訳してお伝え致します。

婦人と年少者

ニュージーランドにおける婦人の地位は、家庭、社会及び公的生活において一般に男子と同等です。全体として婦人は政治上或いは産業上の指導者として働くよりはむしろその家族や社会の改良福祉事業や、陸で働く者として地域社会及び人類に対する一般的サービス等に貢献することを好んでいます。それにも拘らず婦人の働きは相当の効果をあげています。

家庭生活

ニュージーランドでは主婦が家事手伝人を雇っている家庭は殆んどありません。事実、普通のニュージーランドの家庭には労働を軽くするいろいろの施設がよく整えられているので、家事手伝の必要があまりないのです。家事手伝人を非常に必要とする家族——例えば母親が病気になつたような場合——は家政に熟練した家政婦 (Home Aid Worker) の助力を得て窮乏を切り抜けることが出来ます。しかし一般的に、ニュージーランドの

主婦は妻、母親、料理人、洗濯婦、看護婦、裁縫師、庭師、あらゆる仕事の女中であり、また家庭生活の精神的中心です。主婦は料理人、家政婦としてよい評判を得たいと気を配り、また工芸や庭造り、裁縫、編物等に非常な関心をもっています。技術がどれだけすぐれているかは多くの展示会やショウでみられますが、そこで主婦はその出来栄を競うことが出来ます。

農家の主婦は、社会的な活動その他いろいろの活動に加えて、屢々家畜を飼ひ、農業一般の手伝いをします。僻地の農村地帯では主婦は子供の教師となります。子供達は国の通信教育 (State Correspondence School) による事実上の授業を受けてはいますが、それに加えて常

クラブ及び団体

多くのニュージーランドの婦人は少くとも一つのクラブ或いは他の社会的な団体に加入しています。そしてそれからの団体の多くは国際団体に加盟しています。団体の目的は、社会的、慈善的、知的、文

これらの中で、幼児福祉事業で世界的名声を博してきたフランケット協会のみがニュージーランドで創始されたものです。知的、国際的基礎に立つ活動は「汎太平洋婦人同盟」(Pan Pacific Women's Association) や「太平洋問題及び国際平和到達の手段の研究に努力しています。教会がまた、婦人が特に活躍する分野を提供しています。大部分の教派は教会の仕事に関係ある一般活動とは別に、婦人教会員のために特別な団体をもっています。

婦人と年少者

ニュージーランドの少女や若い女性間に人気のあるのは、「ニュージーランド少女指導協会」(New Zealand Girl Guide Association) と「少女生活団」(Girls' Life Brigade) の二つで、国際的団体の強力な支部となっています。婦人の職業的団体の中有名なものは「登録看護婦協会」(Registered Nurses' Association)、「女教師協会」(Women Teachers' Association) など。「労働党」及び「国民党」の二大政党には婦人部があります。主な都市では何百人という主婦達が「主婦連合」を通じてハウス・キーパーとして婦人に関係するすべての事柄を注意深く見守っています。婦人は又、一般団体の会員として男子と協力して働いています。主なものは「国際赤十字ニュージーランド支部」(New Zealand branch of the International Red Cross)、「セント・ジョン救急病院協

婦人補助隊」と呼ばれる特別な団体を通じて愛国的な活動を行いました。大部分の婦人団体は時局問題に関する婦人の意見を政府或いは関係公的機関に知らせることに注意をはらっています。婦人団体が要求して成功した事の中には、婦人陪審員、婦人警官、より良い産院施設及びパン・肉・食料品類・野菜等の家庭配達や公開市場の復活等があります。

公的生活

多くのニュージーランドの婦人は市民としての仕事や又国の仕事に顕著な業績をあげてきました。数百人の婦人達が学校委員会、市議会、その他の地方団体に働いています。婦人の意志を代表するた

め公的な会議や委員会に通常婦人の委員が最低一人は任命されます。

ニュージーランドの婦人は参政権を早くも一八九三年に得ていましたが、一九三三年までは実際に議員に選出された婦人は一人もいませんでした。そして、今迄に全部で七人の婦人が議員に選出されています。現在四人の婦人議員がいます。三人がヨーロッパ人、一人がマオリ人です。その中の一人、トルダ・ロス夫人は婦人児童福祉大臣として内閣に

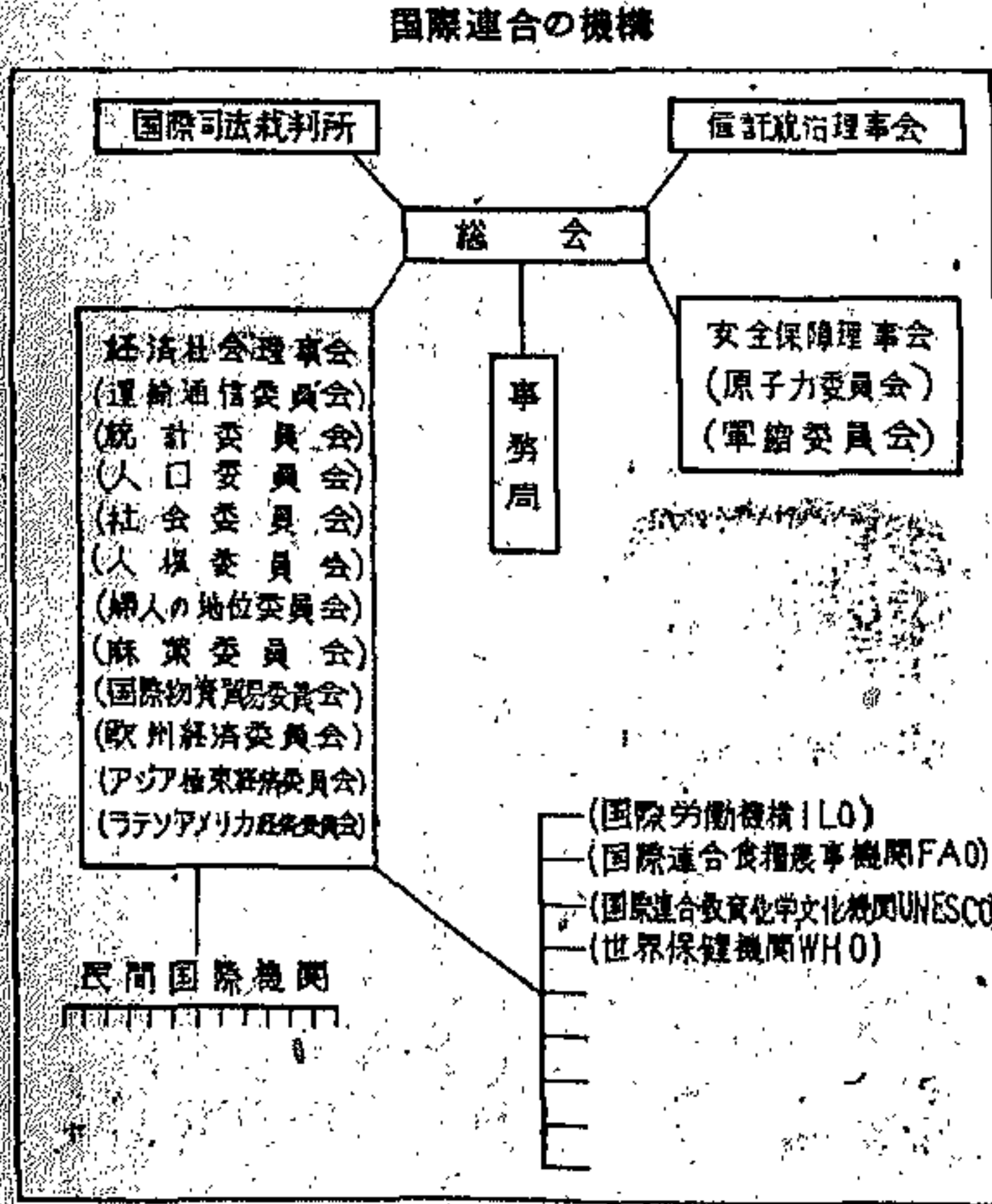
就任されています。ニュージーランドの婦人はこの国のスポーツ界において充分にかつ熱心に活躍しています。婦人は熱心な競馬ファンで、多くの国における同様に、競馬会は季節のニューフアッションをみせる又ない機会となつています。婦人は男子のスポーツ、特にラグビーにほとんど従っています。

婦人のスポーツは、男子のそれと同様シーズンの競技に基づいて組織されています。試合は原則として土曜日に行われます。夏季のテニス・水泳、冬季のバスケケットボール・ホッケーは婦人の間で最も一般的に組織されています。ゴルフ・クロッケー・ボーリング・体操・徒歩旅行・スキー・スケート・クリケット・ソフトボール・ピンポン・弓技・フエシング・団体行進・釣り——婦及び大もの——更に一寸少くはありますが、登山・射撃等、大勢の婦人が行っています。

九二日間の週末、好い気候、多数のグラウンド、適当な参加費用等のすべてがニュージーランドの婦人が熱心なスポーツ愛好者となることに役立っています。

国連「婦人の地位委員会」について

今回、わが国の国連加盟と共に、経済社会理事会の婦人の地位委員会にも、わが国が委員国として選ばれ、正式代表を送ることが近い将来に実現可能となつた。労働省婦人少年局では、かねてから局長はじめ職員がオブザーバーとして同委員会に数回出席し、又、婦人の地位委員会会議報告書その他の資料の翻訳紹介につとめて、密接な連絡を保つてきたが、国連加盟も成り、わが国が一日も早く同委員会の構成国として正式参加することが望ましいので去る十二月十八日



一、設立 機構、事業 及び従来のわが国との関係などに つき紹介す

一九四五年国連憲章が起草されたサンフランシスコ会議において、国際連合の中に、婦人の地位を保障し、その地位を向上させることを目的として、婦人の地位小委員会が設置され、同年四月から五月にわたり、小委員会第一回会議が開かれた。この第一回会議において、婦人の地位小委員会が設置され、同年四月から五月にわたり、小委員会第一回会議が開かれた。この第一回会議において、婦人の地位小委員会が設置され、同年四月から五月にわたり、小委員会第一回会議が開かれた。

婦人と年少者

第六回会議 一九五三年三月四月 ジェネーブ 第七回会議 一九五三年五月 ニューヨーク 第八回会議 一九五四年四月五月 ニューヨーク 第九回会議 一九五五年三月四月 ニューヨーク 第十回会議 一九五六年三月四月 ジェネーブ

婦人の地位に関する技術援助計画 などであるが、この他広く婦人の地位に関する問題の審議を行い、特に婦人の参政権に関しては、その決議によつて、婦人の参政権に関する条約案が作成され、これが国連総会の可決を経て一九五二年十二月成立し、これが一九五三年三月十一月に署名又は加入のため開放さ

れ、現在までわが国を含め四十か国が署名を行い、二十四か国が批准した。(日本についてはこの間の経緯については婦人と年少者二五号参照)。又既婚婦人の国籍についても、第九回会議において、「既婚婦人の国籍に関する条約」案が可決され、現在総会で審議中である。

一、従来わが国との関係 一九四九年一月婦人の地位委員会より質問書「婦人の法律上の地位及びその実質的な運用」が連合軍総司令部を通じて送られ、これに対し労働省婦人少年局で答申書を作成し、総司令部民間情報部を通じて国連当局に提出した。

婦人の雇用について

一九五六年ILO婦人雇用専門委員会議題報告書より抄録

婦人労働力というものは、今まで長い間余計な存在だと考えられ、労働力過剰の時代にはとくにその傾向が強かった。しかし、完全雇用の時代になると、婦人労働力を募集する必要性が生じてくるのである。今まで婦人労働力は従来で恒久的なものだとしてきたが、最近における雇用の市場の趨勢をみると、若干の変化がみられる。

- (1) 無料の義務教育 (2) 中等程度の勉学を継続するための施設 (3) 男子と同様の数学及び科学に関する学識課程 (4) 家政科目だけでなく学術的、職業的科目を含むように計画された学識課程 (5) 女子のための一そう高度の教育施設

第5表 女子が従事している
主な職業別未亡人等の割合

職 業 別	%
総 数	100.0
養 育 者	0*
採鉱採石従事者及び類似従事者	7.6
運輸機関運転従事者	0*
製造修理従事者	2.2
その他の生産従事者	10.8
専門的技術的職業従事者	7.6
管理的職業従事者	0*
事務従事者	20.1
売買及び類似従事者	5.6
サービス職業従事者	41.0
分類不能の職業	5.1

第 6 表 産業別、未亡人等の平均現金給与月額

項目別 産業別	男	女	男女格差 (女/男)	未亡人等
總數	18,671	10,631	56.9%	11,461
飲業	16,922	7,395	43.7	7,754
建設業	13,806	6,192	44.9	6,469
卸売及び小売業	20,342	9,357	46.0	10,833
金融業及び信託業	23,064	11,695	50.7	14,729
運送及其他の業	18,714	11,092	59.3	13,334
サービス業	20,086	11,713	58.3	11,960

第7表 産業別、未亡人等の
一月一人当り実働時間数

業 別	一ヶ月実働時間
総数	182
鉱業	185
建設業	179
卸売及小売業	179
金融業及び保険業	165
運輸通信の他公的事業	178
その他	188

第 8 表 職業別、未亡人等の平均年齢

職 業 別	平均年齢
松数者及ひ類似従事者	42.6才
農業者及ひ類似従事者	51.0
農業者及ひ類似従事者	42.2
農業者及ひ類似従事者	48.7
農業者及ひ類似従事者	44.0
農業者及ひ類似従事者	37.6
農業者及ひ類似従事者	42.0
農業者及ひ類似従事者	39.8
農業者及ひ類似従事者	40.6
農業者及ひ類似従事者	44.6
農業者及ひ類似従事者	43.0
農業者及ひ類似従事者	49.0

第4表 産業別、住込み未亡人等の割合

業 業 別	項 目 別	女子労働者	住込女子労働者	住込未亡人
		(A)	(B) $\frac{B}{A}$	(C) $\frac{C}{B}$
総 数		100 %	10.6 %	9.2 %
鉱 業		100	4.2	16.4
建 設 業		100	4.8	29.3
卸売及小売業		100	2.3	20.4
金融業及び保険業		100	0.5	34.6
運輸通信及その他の公益事業		100	2.3	12.3
サ ー ビ ス 業		100	35.3	7.5

産業を通して延六〇〇種を上廻りますが、全般的に總括して一番多いのはサービス業、ついで事務、その他生産従事となつていますが、これらに對して最も少いのは管理的職業です（第5表）。

産業別にみるとその特色によつて職種分布はまちまちで、鉱業を例にとると、山を中心に一生活單位地域を形成しているのであらゆる生活面の担当者が必要とし、従つて未亡人等がついてゐる職種も採鉱採石工、土工等の現場仕事に従事するもの、共同浴場劇場に働くもの、学校・幼稚園の教員・保母、寮やクラブの管理人・賄婦、売店の売り、各種事務員、医師、薬剤士、保健婦、助産婦、看護婦等

どの様な条件で働かしてゐるか

職場の未亡人等は後でのべるように年齢、勤続年数、扶養家族等の点で一般の女子を上廻つてゐる關係上、賃金水準は一般女子より高くなつていますが、鉱業、建設業等全般的に給与水準が低く、男女の格差の大きいところに、却つて未亡人等の雇用率が高いということがみられます。

未亡人等の一月平均現金給与額は一、四六一元で一般女子の一〇、六三一元より高く、男子の一八、六七一元の五六・九%にあたります（第6表）。

労働時間は一か月平均一八二時間で、

出勤時刻は大部分の事業場が八・九時、退所時刻は約半数が五時となつていますが、卸売及び小売業、鉱業、運輸通信及びその他の公益事業等には早朝出勤を必要として午前五時、六時出勤という事業場がわずかながらみられます。

(二) 職場の未亡人等の特性

どんな未亡人等が働いているか

非製造業に働いている未亡人等の平均年齢は四二・六才で、三五・四九才が全体の六・五割を占めており、一般の女子労働者の平均年齢二五・四才(二九年労働省個人別賃金調査)に比べてはるかに高年齢者が多いのが特色です。しかし専門的技術的職業従事者と事務従事者は職場の未亡人の中でもつとも年齢が若く(三七・六才と三九・八才)、これに対し、農業者・林業者及び類似従業者は五

二 職場の未亡人等の特性

どんな未亡人等が働いているか

て、農業者・林業者及び類似従業者は五



働く未亡人等の実情

「非製造業の部」調査報告」

〔注〕 本調査の対象となつた非製造業とは次の産業を指し、以下報告をまとめるに當つてはこれらの産業を「非製造業」と總稱することとする。

- 建設業
卸売及び小売業
金融業及び保険業
運輸通信及びその他の公益事業
サービス業

まえがき

婦人少年局では、ここ数年未亡人等の職業問題をとりあげ、その対策を立てる参考とするため、各種の調査、研究、審議を進める一方、家事サービス公共職業補導所、内職公共職業補導所の全国各地への設置等、既に一部対策を実施しております。本調査も未亡人等の雇用の現状を知るために行われた未亡人等の雇用に関する調査の一部として、さきに発表済の「製造業に働く未亡人等の雇用調査」「飲食店、旅館等に働く未亡人等の雇用調査」にひきつづき実施されたもので

第 1 表 産業別未亡人等雇用割合

項目別	男女労働者数 (A)	女子労働者数 (B)	未記入呼数 (C)
産業別	(A)	(B) (A)	(C) (B)
総数	100 %	20.5 %	10.6 %
飲食業	100	9.0	24.6
建設業	100	12.4	11.5
卸売及小売業	100	36.8	6.9
金融及保険業	100	38.8	6.0
運輸通信及びその他の公益事業	100	11.3	10.0
サービス業	100	51.7	14.1

調査結果の概要

調査対象は三〇人以上を雇用する非製造業約四、八〇〇事業場で、第一次は未亡人等を雇用する事業場を把握する目的で三十年五月通信調査を行い、第二次は同年九月、未亡人等を一人以上雇用する事業場について事業場を訪問し、使用者並びに未亡人等に面接調査を行いました。

第2表 規模別未亡人等雇用の割合

項目別 規模別	男女労働者数 (A)	女子労働者数 (B) $\frac{(B)}{(A)}$	未亡人数 (C) $\frac{(C)}{(B)}$
総数	100 %	20.5 %	10.6 %
1,000人以上	100	13.8	9.4
100人～999人	100	20.7	10.5
30人～99人	100	26.1	11.6

す（第2表）。これらのことは、採
用条件の項をみるのと分るの
ですが、採用条件に年令等
の制限が

第3表 規模別、常用臨時別未亡人等雇用の割合

規模別	總數			1,000人以上			100人~999人			30人~99人		
	總數 (A)	女子 (B) (A)	未亡人 (C) (B)	(A)	(B) (A)	(C) (B)	(A)	(B) (A)	(C) (B)	(A)	(B) (A)	(C) (B)
常用臨時別												
常用	100%	20.7%	10.6%	100%	13.3%	9.9%	100%	20.9%	10.4%	100%	26.2%	11.2%
臨時	100	18.2	11.3	100	16.9	6.6	100	18.3	11.3	100	21.3	22.6

対象職業女子中住込労働者平均は約二割、サレビス業の場合は三・五割、未亡人等の雇用の状況は産業の特色によって差異がみられます。金融業及び保険業は男子兼等社員寮等をもつ会社が多く、

多い産業や大規模の事業場には未亡人等の雇用がむづかしいようです。

一般に常用・臨時雇用との割合は九対一で、臨時労働者と常用労働者に分けて女子中未亡人等のしめる割合を比べてみると、臨時では一・三%、常用一〇・六%となつており、未亡人等は比較的臨時の方にその率が高く、この傾向は一〇〇人以下の

本調査

中、女子の住込労働者が多いと思えるのはサービス業だけですが（調査

の概況について



設立の目的と経過

事業の内容

設置場所

の家庭とすべ

（写真は東京都の補導所でキューピーを使つて乳児の入浴のさせ方を実習しているところ）

未亡人の身上

ので家計の苦しさが思いやられます。
子供数は平均一・七人ですが学齢以前の幼児は比較的少く(三割)、六才以下二〇才の学齢期の子供が七割を占めており、このことから「乳幼児をもつ母親は外に働きに出にくい」「教育盛りの子供をかかえて母親の経済負担が大きいの」こと等が推定されます。

住居は自宅が三割強、公社宅、寮が二割強、借家二割弱、間借り一割で、住込みや寄寓、母子寮等は少いようです。

家計

未亡人等が家計中心者である世帯の手取総収入平均は一か月二四、三八二円、支出総額は二三、五三二円となつていますが、収入の八割までが未亡人等の勤務先収入で生活保護法をうけている世帯はわずかになく、大部分の未亡人等は自力で生活を支えていることになりま

参考までに同時期総理府統計局の家計調査によると、全都市勤労者世帯平均一世帯当り(世帯人数四・六五人)現金手取収入総額は二三、五二四円、消費支出総額は二二、〇〇六円となつています。

その他

[illegible]

況は、健康保険に九割以上、失業保険に七割はいつており、又労働組合員となつてゐる未亡人等は約九割いました。

... ..

二年度早々補導を開始する予定になっています。

全国からのこんだん会記録報告をみて最近の職場における婦人の問題とくに目立つと思われたのは既婚婦人に関することでした。以下記録により話題を項目別にとりまとめたのべますが、ほとんどの項にわたつて既婚婦人に関することが問題となつています。

へ、臨時として再採用する等、が出されていいます。

その他婦人一般についても「今年は女子の採用が全然なかつた」「臨時にしかり採用されない」「女子の退職後は男子を採用する」等、女子の雇用縮小が問題にされている例が多くみられました。

そして、これら雇用問題を分析した上の対策としては「社会及び家庭における、男性の封建性を排除すると同時に理解、協力をえる」「婦人の職業意識と技術の向上」「職業教育の機会的等」「任用試験等を男子と同じに受けられるようにする」「女子に責任のある仕事をさせてもらう」等があげられています。

二、一般労働条件に関すること

「産後一年間は夜勤ができないというの」

○片倉労働組合全国婦人対策部長連絡会議

片倉労働組合では、去る十一月八、九の両日、東京の中央労働会館に代表者三十五人を集めて、初の全国婦人対策部長連絡会議を開催しました。

これまで片倉労働組合の婦人対策機構

と、会議は「青婦活動一般」「文化活動」「教宣活動」の三分科会に分かれ、それぞれ「各地区毎のブロック会議の設置、全国青婦代表者会議の開催（年二回）、運動方針は下からの協議の積重ねを通じて確立する」「講師やオルグ派遣の中に婦人も送る」など多くの意見交換や討論が行われたようです。

まり、これはその第一回の会議です。

機関紙「片倉勇組」による、今回の会議では、新しく発足した婦人対策部を

総評青年婦人の一年間の歩みをきめる
 青年婦人代表者会議が、去る十一月一、
 二日の両日、東京芝の東交會館で、各單
 座、地評代表約二五〇名が出席して開か
 れました。その状況を機關紙「總評」に
 針が討議され、組合の会合への集りの無
 支部の中の活動の推進力とするための力

十二月二日 看護婦界の大先輩である石

橋ハヤ(76)、杉山マツ(63)、谷本竹野(64)の三氏は、厚生関係の黄綬褒章を受けた。

十一月五日 原爆の傷跡をアメリカでいやすため、昨年五月渡米した広島の新本恵子さん(24)ら十三人は、治療計画者ノーマン・カズンズ氏らに付添われて帰国した。

十一月六日、七日 第一回の婦人少年室協助員全国協議会が労働省で開催された。各都道府県から一名ずつの代表が出席して、意見交換、研究協議を行つたが、席上、年少労働者のための図書室の設置、不当雇用慣行の防止、売春婦の転落防止、更生指導などに関する協助員の活動状況が発表された。

十一月八日 国鉄の運賃値上げに反対している主婦連合会は八日午前、三巻副会長ら十数人が国鉄本社を訪れ運賃値上げ反対の要望書を手渡した。

十一月八日 全国地域婦人団体連絡協議会（理事長山高しげり氏）と日本青年団協議会（会長辻一彦氏）では、年賀はがきの四円のものにも「くじ」をつけることに反対し、村上郵政相に申入れを行った。五円のはがきにつけるとは貪しい人々に贈る一円の寄付金を集める方法としてうなずけるが四円のはがきにまでつけるのは、いたすたに

国民の射幸心をそそるだけで青少年の教育上も面白くないというのが、反対の主な理由である。

十一月十二日 関西主婦連合会長比嘉正子氏ら代表八名が「国鉄、私鉄運賃値上げ反対」のタスキがけで上京、国鉄本社で小倉創総裁に会見した。なお十三日午後には新宿駅西口で国鉄運賃値上げ反対の署名運動を行った。

十一月十四日 主婦連など六婦人団体は退職金問題について中西都議会議長を訪ねたが、話し合いがつかず、決裂した。

十一月十六日 全国七十万に上る母子世帯対策を研究協議してその福祉を推進

は、全国未亡人団体協議会、社会福祉協議会共催で都道府県未亡人団体代表、同社会福祉協議会代表ら約九百人を集めて虎の門共済会館ホールで開かれ、母子年金制度の確立や母子資金貸しよつという第五回全国母子福祉大会

付など八項目を決議し、關係方面へ陳情した。

十一月十八日、わが国で初めて女の理學博士となつた婦人化學者黒田ちか博士(72)は、この程長年の研究が実を結び

玉ねぎの皮からクエルセチンという高血圧の特効薬を抽出することに成功した。

十一月十九日「暮しの中から経済を学びましよう」という合言葉で、主婦連合会主催の第三回「新生活全国主婦大会」が十九日から二十一日まで、主婦会館

で開かれ「暮らしの経済学」や「上手な買物」などの講演をはじめ肉職品の展示や相談、有害食品の持寄り検査などを行った。なお、大会最終日の二十

一日は、全国約二十府県から婦人会館代表者を集めて初の「婦人会館について話し合う会」が催された。

十一月二十日、二十一日 厚生省、日本家族計画連盟共催の第一回家族計画普

及全国大会が東京の日赤本社と第一生命ホールで開かれた。参加者は、各県の家族計画担当者や地域婦人会、農協婦人会、助産婦など千三百人に及び、分科会も持たれ、あらゆる点から普及の方法が真剣に話し合われた。

十一月二十六日 小寺菊子氏(73)は老衰のため杉並区の自宅で死去。同氏は洋画家健吉氏夫人で、かつて青鞥社の新進女流作家として活躍した人である。

十二月二十七日 都教育庁と都内各地域

婦人会共催の三十一年度東京婦人大会が豊島区振興会館で開かれ、各地域から約三百人のお母さんが出席、六つの分科会に分れて熱心に話し合った。又、「映画を法で縛ることに反対する」との緊急勧告が出され、大会の名で統

十一月二十九日 女流作家であり随筆家でもある幸田文氏(53)は、その作品「流れる」で新潮文学賞を受けた。同氏は明治の文豪露伴の娘で、三十年ほどは「黒い糖」で読売文学賞を受けた。

(6) 適性検査によつて選出されたもの
に対する上級の技術的訓練

の訓練

パートタイム勤務

婦人がパート・タイム勤務をのぞむのは、主として経済的な理由からである。パート・タイム勤務をすることによって

彼女の家への収入は増え、家計を維持することができるようになる。近代婦人は職場に進出することによつて独立性と品性の進歩をはかるという心理的な面もまた見逃せないところである。

使用者は、労働力の不足しているときや、常時雇用の労働者でなくともできる仕事のときは、パート・タイム勤務の労働者を要求するものである。

パート・タイムは、工業部門ではなかなか難しいが、それ以外の部門では機会

が多い。

技術援助

經濟的に發達のおくれた國に對しては、以下の各項について技術援助を行う必要がある。すなわち、婦人労働者に関する

諸問題を取扱う特別の政府機関の組織、
このような機関の職員の訓練、婦人のた
めの職業指導及び職業訓練組織、社会保
障制度のもとにおける母性保護給付基金
の設立などである。

(ILOの資本と労働階級価値より)

女子の就業者数と完全失業者数 (1956年6月)

産業別	女子	男子	男女計中 に占める 女子割合	女子雇用 者の産業 別構成率	女子の前 年同期と の比較
総数	万人 1,903	万人 2,537	42.9%	%	万人 +24
自営業者	254	848	23.0		-6
家族従業者	1,115	469	70.4		-22
雇用者	534	1,219	30.5	100.0%	+55
農林業	38	38	50.0	7.1	+3
漁業及び水産養殖業	1*	24	4.0	0.2	-1
鉱業	3*	40	7.0	0.6	-2
建設業	17	98	14.8	3.2	-2
製造業	180	390	31.6	33.7	+9
卸売、小売、金融、 保険、不動産業	113	207	35.4	21.2	+15
運輸、通信その他の 公益事業	27	168	13.8	5.1	+5
サービス業	134	150	47.2	25.1	+22
公務	21	105	16.7	3.9	+6
完全失業者	27	30	47.4		-2

[註] 1) *印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの
万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその
内訳の合計に必ずしも一致しない。一総務省統計局労働力調査一

一人一か月平均現金給与総額

産業別	女子	男子	男子に 対する 女子の割合
総数	円 11,670	円 27,866	41.9%
鉱業	9,962	22,062	45.2
製造業	9,813	25,821	38.0
卸売及び 小売業	11,236	26,152	43.0
金融及び 保険業	19,467	41,352	47.1
不動産業	14,541	38,593	37.7
運輸通信及び その他の 公益事業	18,857	31,560	59.8
建設業	8,926	19,837	45.0

一労働省労働統計調査部調一

婦人と年少者

戦後における婦人問題文献目録 (8) (*印は単行本)

(1) 書 名	著者	発行所	巻号	発行年	(2) 書 名	著者	発行所	巻号	発行年	
(V. 婦人と教育 つづき)					男女共学の是非に関する実 験的研究—1—	藤 哲一	教育の研究	(16)	48	
3. 男女共学について					新しいモラルと男女共学	池田敏三郎	教育調査	(1-4)	48	
共学と男女の交際について	金子貞子, P.T.A.		(2-6)	48	—新教育模範校の方向—	池田敏三郎	教育調査	(1-4)	48	
ホウバ下駄と男女共学	—日本の表情—	福戸国太郎	(8-9)	48	男女共学制への移行	—ソヴェート—	大崎平八郎	新しい教育	(9-11)	54
性別による関心の差異と男 女共学	古谷綱武	教育社会	(4-2)	49	男女共学をはばむもの	松岡洋子	カリキュラム	(71)	49	
共学と性教育の指導者たち	酒野井春雄	ガイダンス	(1-3)	49	男女共学と女子教育	赤井米吉	家庭科教育	(29-3)	50	
家庭科に於ける男女共学の 実質的取扱いについて	山形市家庭科 家庭科教育 研究会		(23-5)	49	全国公・私立高等学校の男 女共学実施状況	徳山正人	文部時報	(934)	49	
*男女共学の育て方	大塚二郎	民主文化		49	4. 女子学生について					
男女共学を試みて	矢内庸克	教育復興	(2-9)	49	女子学生アルバイトを語る	波多野実治	他 吉施	(5-8)	49	
男女共学について「抄録」	倉沢辰成	人間科学	(4)	49	女学生の課外運動の調査	井上一男	学校体育	(1-9)	49	
男女混合集団とその指導	中野佐三	児童心理	(3-12)	49	女学生の宗教的回心	大竹 誠	児童心理	(2-10)	49	
男女共学の長短	藤井行雄	教育	(3-12)	49	女学生の感情調査	西平直喜		(2-12)	49	
共学の三ヶ年	長谷川敏正	教育女性	(1-6)	49	学生層に見る思想の動き	森 有正	羽仁吉一 婦人の友	(42-9)	49	
男女共学の問題	長里 他	(座談会)教育女性	(1-8)	50	新制の女子大学の創立	—三月末日調査此の外許可の見込のあるもの数校—	家庭科教育	(23-5)	49	
共学と母親の立場	石坂芳子	教育現実	(2-3)	49	現代学生の性生活	朝山新一	朝日評論	(4-5)	49	
アメリカの共学と日本の共 学	飯西忠保		()	49	現代学生の性と恋愛の問題	渡辺久雄	開拓者	(46-6)	50	
海外諸国共学制度について	飯田昌三		()	49	当世女子大学生気質	奥野信太郎	群衆	(5-11)	49	
高等学校の諸問題	—とくに男女共学の下における—	四宮 茂	青年心理	(1-2)	女子学生の生活時間と一日 の消費熱量	横堀 崇	共著 労働の科学	(6-1)	51	
現代男女学生の性生活の実 態について	福岡武男	真実	(5-4)	49	暗い谷間にいる女学生の心	玉城 肇	日本及日本人	(2-2)	49	
共学回想	風巻景次郎	教育新潮	(1-1)	49	*問題の女学生	永井 徹	高風堂		49	
男女共学	石川智亮	文教情報	(14)	49	学生生活の実態	安部晴子	教育調査	(1-6)	49	
男女共学と性	—高等学校の場合(1)—	大和マサノ	児童心理	(4-11)	*親の知らない女生徒の生態	永井 徹	高風堂		52	
変声期前後の男女生徒はど う扱ったらよいか	黒田新市	教育現実	(2-7)	49	女子学生と就職	山崎 貞	事務と経営	(4-38)	49	
*男女共学の実態	山口県教育委員会 (教育調査資料 17)			49	*女子学生の生態	永井 徹	河出書房		53	
*女生徒男生徒—男女共学の 問題	清水隆久	養徳社 (奈良県丹波市町)		51	女子学生のなやみに関する 調査	永沢和七	青年心理	(4-1)	49	
*男女共学はいかに行われて いるか	大塚二郎	目黒書房		49	女子学生ノート	阿部 知二	共著 新評論社		49	
静岡県都田中学校・男女共 学と性教育	田原甲子郎	教育社会	(5-12)	49	現代女子学生読本	池田 敏	他 婦人公論	(3月号)	54	
男女共学廃止論の底流	田村敬一	中学「職・家・青・体」 教育技術	(2-5)	52	女学生	福田清人	国文学研究	(19-3)	49	
男女共学と性教育	栗間 久	中学「国・社・英」 教育技術	(3-6)	49	「女の園」はどこにもある	阿部知二	他 婦人公論	(5月号)	49	
共学の地下を流れるもの	海老原信	〔朝木県教育委員会〕 教育月報	(3-26)	49	世界の女子学生	加藤周	他 ()	(6月号)	49	
男女共学における教師の間 題—その指導についてのおぼえがき—	鈴木庄三郎	教育	(2-6)	49	女子大学生の就職と結婚	世界		(106)	49	
男女共学をめぐるつて	古川 原	他 (座談会)	()	49	女子大学生の体格の判定及 び体力の標準	大塚愛子	同志社女子大学 学術研究年報	(6)	55	
共学の存続をおびやかすも の—最近の話題にのぼった事件から—	加藤地三		()	49	女子青年期における危機	関宮 武	学苑	(172)	49	
男女共学は成功か	高山 壽	小説朝日 話の手帳	(1-4)	49	5. 女教師について					
*男女共学総合制に関する調 査報告(1)	京都市研究所 同左			49	婦人校長の進路—山梨県	仁田松枝	他 新しい教育と 文化	(3-1)	49	
高校における男女間の緊張	木村茂夫	共著 青年心理	(4-1)	53	婦人校長を囲んで	波岡夕子	他 ()	()	49	
共学と男女の学力差	井上義夫		()	49	近代女性と教師精神	石山節子	教育女性	(1-1)	49	
共学四ヶ年七利三害	小曾木龍男	〔朝木県教育委員会〕 教育月報	(3-31)	49	人間である先生を	石田アヤ		()	49	
*男女共学総合制に関する調査 報告—京都市立高等学校生徒及び保護者について—	京都市教育研究所 同左			49	女子教育者の自覚について	湯浅年子		()	49	
					女教師論	倉橋三郎		(1-2)	49	
					女教師と家庭	波岡夕子		()	49	
					女教師と結婚	山室民子		()	49	
					女教師を語る	長里 清	他 (座談会)	(1-4)	49	

婦人少年局 ニュース

○新労働大臣の就任

石橋内閣の成立に伴い、十二月二十三
日、松浦周太郎氏が労働大臣に就任され
た。

○婦人少年局移動

一月十日付発令(括弧内は旧所属)

○千葉婦人少年室長に配置換する

(鳥取婦人少年室長) 足立喜美子

○岩手婦人少年室長に配置換する

(鳥取婦人少年室長) 河村スミコ

○鳥取婦人少年室長に配置換する

(愛知婦人少年室長) 平田文子

○宮崎婦人少年室長に配置換する

(宮崎婦人少年室長) 黒岩ミドリ

○高崎婦人少年室長に配置換する

(高崎婦人少年室長) 黒木智子

○千葉婦人少年室長に配置換する

(千葉婦人少年室長) 高岡志津

○熊本婦人少年室長に配置換する

(熊本婦人少年室長) 山本豊

— くらんになりましたか —

(年少労働関係)

○女子年少者の労働保護関係法令解釈例

規 (婦人関係資料シリーズ)

○山村婦人の生活 (No.18)

○下層労働者家族の生活 (No.19)

(以上実態調査より)

○国連婦人の地位委員会第十回会議報告

(国際資料 No.20)

前号訂正 四十一号「婦人に関する国

際ニュース」中二一ページ二段目、最

後の行「現在では女子は選挙権を持た

ない」は「被選挙権」の誤りにつき訂

正します。

本号 四十ページ

婦人と年少者 第五巻

昭和三十三年一月一日 印刷

昭和三十三年一月五日 発行

編集人 定価 六十円 平四円

発行人 久米愛子

印刷人 東京都新宿区市歌(二〇五)

印刷人 石井完一

発行所 婦人少年協会

電話九段(三) 九五九七

電話九段(三) 九五九七

電話九段(三) 九五九七

電話九段(三) 九五九七

婦人少年協会編

百万人の愛唱曲集

1~2集とも
A6版 132頁
定価 60円
〒8円

—レクリエーションの歌—

申込先

東京都文京区西片町十番いの五五
シンフォニー楽譜出版社
振替 七八四四二
電話 小石川(02)二六二七

- 大空の下にうたう
たのしいレクリエーションの歌
- 愉快的コーラス
- 外国の愛唱民謡
- 軽音楽のリズムにのせて
- 世界の愛唱名曲
- 器楽曲のメロディーにのせて
- 懐しの学生歌
- 日本の愛唱民謡
- 日本名歌抒情曲
- 日本名曲コーラス
- たのしいホームソング
- たのしい英語の歌
- 讃美歌

◎見本御希望の方は送料共
50円封入御申込み下さい。

一集にもれた楽しい百二十七曲が収められていきます。「百万人の愛唱曲集」はこれによつて、さらに完全なものになりました。一集を持たれる方は必ず二集を、まだ持つていない方は一集もいっしょにおそろえください。

皆さまお待ちかねの**第二集**
ができました(二月下旬発売)
早速お申込み下さい!!

職
情

業
報

季 刊

年 4 回 発 行

年少者進路指導の最高資料
青年女子就職決定の最良指針
わが国の産業事情の鳥瞰図

▲31年度第3集内容▲

過剰人口と職業問題・昭和30年度新規卒業者の就職状況・年少者および一般従業者の離職状況・産業界の雇入・解雇はどうか・高校における職業指導の現情と問題点・普通高校・職業課程高校・女子高校における職業指導の実例・百貨店の職務。

A5判40頁 定価50円 下8円
(年額 200円 下発行所負担)

東京都千代田区
神田一ツ橋1の1

日本職業指導協会

振替東京 77629
9597
電話九段(33) 5998